

お認めになれますか。

○坪川国務大臣 いま御指摘になりましたような立場、またそうした気持ちを持って民間、公労協の給与の改善がなされるべきである、また期待もいたしたい、こう申し上げたことは事実でございます。

○大出委員 多少の言い回しはかまいませんが、これは四月十四日の三大臣交渉の席上でございまして、大かたたくさんの方がおりましたから記録をとっておりますので、民間、公労協の賃金に見合った適正な改善が行なわれることを公務員に対して期待したい。もちろんこれは人事院が、他の干渉によらず独自の立場で官民比較をおやりになり、勧告をお出しになるわけでございますが、そういうふうに理解をしてよろしいですね。

○坪川国務大臣 はい。

○大出委員 そういふことでございますから……。

そこで、もう一つ承りたいのですが、ここでも長官がお認めになりましたような、民間、公労協のこの春における賃金改定に見合った適正な改善が行なわれることを期待したい、こうお述べになつておられますが、そうすると、四月二十七日の公労委から示された公労協の引き上げ率、これ、大体どのくらいに上り、どのくらいに見えておられますか。

○坪川国務大臣 私はその時点での判断では、まあ適切といえますか、という気持ちで何したわけではございません。

○大出委員 まあまあ今日の経済情勢から見て適切なところであらう、こういう御認識をお持ちになった、こういうわけでございますね。となりますと、公労委から示された公労協の賃上げ率は、おおむね一四・七四％、これが計算の結果で、たいへん正確な計算をいたしておりますが、おおよそ各面意見の一致しているところでございます。集計いたしますと、まん中のワケに入っておりますが一四・七四になる、こういう数字、各官庁でございますけれども、こういうわけでありまして、加重平均等いたしてまいりますと、一

四・七四くらいになる、こういうことになると思うのであります。

そうしますと、ここから先は専門的にわたり過ぎますので、総理府の人事局長さんに承りたいのであります。旧来の人事院勧告をめぐる公務員の引き上げ率、そのうちのと公労協の側のとを比較してみますと、大体〇・一％くらい、ちよつと人事院のほうを上回っている。これは歴史的にそういうことが言えると思うのであります。したがって、そこらのことを少し考え、てみますと、一％まではいかぬと思ひますけれども、ときによつて違つておりましたが、まあ欲をいへば一％近い差が、公労協と公務員の間には、人事院勧告を介在させてあつたわけでありまして、そうすると一四・七四というのは、公務員にこれを振りかえてみますと、おおよそ一四・八％くらいのことになる。これは別に人事院勧告がどうのというのじゃないので、さつき総務長官がおつしやうした、つまりいまの経済状態から見て適正なものだというふうに公労協に対する公労委の仲裁裁定を、お考えになるなら、それを公務員に引き直しますと、一四・七四が大体一四・八％くらいのところにおさめるのではないかと。これは計算上そういうことになるんじゃないかといふことでございまして、人事局長、この辺どういふふうにお考えになりますか。

○皆川政府委員 いま数字を手元につけておりますので、正確なことは申し上げられませんが、大体、最近の傾向では、いまお話のございましたように、若干一般職の勧告のほうが高いといふことに結果的にはなつておるようでございます。その幅も年によつてかなり違いますけれども、また公労協のほうが高かつたことも若干はあつたかと思ひます。いずれにしましても、過去の実際の例から見ますとそういう形になつておりますが、御案内のように、これは公労協の水準を基礎にして勧告なさるわけじゃないで、結果的にどうなりまして、これは人事院の公平な民間給与調査から数字が出てくるものであらう、こういう

ふうに考えております。

○大出委員 もちろん、私がいまここで申し上げているのは、せつかく本年は、使用者としての政府という意味で総務長官が前面にお立ちになつて、公務員共働その他の方々と話し合ひをされてゐる。私はこれは、労使関係を正常に維持する意味ではたいへん大事なことで思つてゐるので、そこから引き出されてまいりましたものを概括的に取り上げてみると、いま言つた経過であり、私も長年やっておりますので、公労協、また人事院勧告との間のいろいろな数字を知つておりますから、それでいへば、〇・一％くらいのとこもあつた、だが概括的にいへば一％足らずの差を持つてゐるという傾向になる、その点はお認めになつたやうであります。ただ基本となるべきものは、制度上、当然、人事院の独自の御見解、独自の判断、独自の手法を持つて勧告をお出しになる、こういう趣旨である、そのとおりだと私は思つてゐるわけでありまして、その前段の、つまりこれは労使間のやりとりでありまして、そこをあらためて聞かしておいていただきたい、こういうことで申し上げたわけでありまして。

そこで、人事院総裁に承りたいのであります。が、独自の御判断でやりになるわけでありまして、けれども、このことしの経過をごらんになりますと、旧来に比べてたいへん高いところになりまして、あつてゐる、ことしの春闘と申しますのは、だ

が、しかし、それにはそれなりの理由があるはずでございまして、物価の急騰等を含む周囲の経済的な条件というものがそうさせたんだと私は思ひます。そこらを踏まえて、ことしの賃金傾向といふものを総裁はどういふふうに判断なさつてゐるか。もちろん独自の御見解でけっこうであります。承りたいのであります。

○佐藤(達)政府委員 先ほどのおことばにありますが、私も独自の手法、独自の判断によつて適正な勧告を申し上げる立場にございまして、その独自の手法の一つは、御承知の民間給与調査、大規模な給与調査、これを基礎にして勧告

を行なうわけでありまして。

いまお話になりましたように、周囲の事情といふものは、これは新聞を見ておつても、何を見ても、よくわかるわけでありまして、給与関係は、ことしの場合においては、相当目ざましい上がりを見せておるといふことも事実であります。私どもの調査がそれに反するような結果が出れば、むしろ調査のほうがおかしいではないかといふこと。それが常識的なものでありますから、これは例の私どもの勘と実績とを比べてみますと、大体一般の相場に反するやうな結果は出ておらぬ。したがつてわがほうの調査は、まことに正確な権威のあるものだといふ気持ちでおるわけでありまして、大体ことしの場合は御想像のようなことで、まさか去年より下がることは絶対にないといふことで、それで大体安心していただけるやうであります。

○大出委員 それにしては、総裁、私はどうもちよつとふに落ちないことがあります。それは、私ここに幾つか新聞を持つておりますが、かつて、人事院総裁の最近における言動についてなんという不適な質問をしたことがありますが、どうも最近の言動がこれまたおもしろくない。これは公務員初の五けたベースアップなんて記事がある。中身を讀んでみると、どうやら一三％から一四％くらいにいくのじゃないかなと、冗談じやないです。あなた、一三％から勘定されたのじや迷惑じやないか。これはどこの記事も同じやうに書いてあるから、私は人事院総裁が言つたのだと思ふのです。あなたはいまぬけぬけと、人事院の調査といふのは正確でとおつしやる。民間が上がつてきたという勘で、いまお隣の皆川人事局長がおつしやうしているやうに大抵人事院が独自におやりになるのだが、まあ一四・八％のことにはなる。つまり理詰めで詰めていた人事院と切り離してありますから、片方のほうは、ところが総裁はしらばくれて、一三％から一四％なんてことを言つてゐたのでは、これはちよつと人事院は、こんなにいい空気にあるのに、ばつさり上

のほうをこぎつていくのではないかと心配です。しかも同じことが書いてあるのです。だれかがどこかで言わなければ、新聞社というのはいくらも違ひのですから、新聞社が違ひ限りは記者の方は違ひのですから、言っていることは全部一緒になることはない。こういうことになる、これは人事院は予防線を張って一三から一四くらいにしようなんてなことでは、総裁、衛生上よくないですよ。

○佐藤(達)政府委員 これは四月二十五日の記者会見のときに、給与勧告の仕組みというものを詳細にわたって説明したことは事実でありまして、それから先、今度の上げ幅はどうなりますかということは、記者クラブの諸君も、もちろん口のかたいをもつて天下に響いておる私のことでありますから、そういうやばな質問をする人は一人もございませぬ。そのかわり、クラブの皆さんはそのほうのペタランでございまして、大体自主的な独自の観測をなさって、そういう数字をお打ち出しになったのじゃないか。私もなるほどと思つて、各種の記事を全部切り抜いて参考のために持っております。しかし、これは参考にはならないので、先ほども申し上げましたように、わがほうの民間調査の結果がものをいうわけです。真相はそういうことでございませぬ。

○大出委員 それが一三%が切れたわけではございまして、私も各種の記事を全部切り取つてみたけれども、実は参考にはならぬわけですね。一三%なんて書いてあるのは参考にはなりません。そうなるから、総裁自身が参考にならぬ数字だと言ふわけですから、一三%じゃない、つまり一四%をとける、こういうことになる。総裁のいまのおことばでもそういうことになるでしょう。

○佐藤(達)政府委員 そういうことをお答えしますと、あしたの新聞に、一四%をとけることは絶対に確実だと言明したというふうに出まします、非常に不確定な情報をまた流すことになりまして、その辺は慎みたいと思ひますけれども、相対的に線を描いていく。いつも私はいい線と悪い線を描いておるから、どうかひとつ、経済情

ども、そのくらいの期待を持っております。これはわれわれとしてもたぐさんの問題をかえておられますから困るのです。そういう気持ちでおります。

○大出委員 つまり、一三から一四と書いてあるのは参考にならぬと総裁がおっしゃったのだから、そういう数字が出ることはない。長年の経験に基づいた人事院の官民の比較というものはきわめて正確なものである、また長年の経験に基づいた勘というものはきわめて正確になつていてさつとおっしゃいましたね。だから、民間の上げの度合い、あるいは公労協の上げの度合い、これをながめて、これはいい線にいくとあなたはお答えになった。ところで、一三から一四というのは人事院が流したのじゃないかと申し上げたら、私も切り取つてみたけれども、中の数字からいってたいして参考にならぬという。いまだ一四%以上ではないかと言つたら、一四%以上と流れるとこれはいいが悪いとおっしゃる。しかし、いい線にいくと、こういうわけですから、一四%以上と言ひ切らぬけれども、まあこれはいい線だと言ひ切らぬから、一三%というのには参考にならぬと言ひ切らぬから、そうすると、いい線にいくけれども、一四%以上とくると、さう、いい線だと言ひ切らぬと、さうしゅうございませぬ。——口をきかないで首を大きく縦に二回お振りになりましたから。しかし、人事院総裁は口で言ううと舌禍事件が起こるので、腹のうちを首を縦に二回振つて表現をした、こういうことですね。よろしゅうございませぬ。

○佐藤(達)政府委員 半分斜めに振りましたから……。

○大出委員 まあ大体総裁の勘というものが、これから具体的調査をお進めになるのですから、黙つてすわればたりと当たるのも総裁ですけれども、そこまで言つちやうあいが悪いということでも、二回首を縦に振つたが、ことばで言へば、少し首を曲げておいたということではございまして、大体いい線だと思ひますから、どうかひとつ、経済情

勢あるいは物価上昇等の昨今の事情をながめまして、あまりといへば急激でございまして、家庭の主婦の立場の皆さん方、公務員の皆さんの御家庭の方々も、たいへんにとししの勧告は期待するところ大であらうと私は思ひます。いまから勧告が出るのはいつかわかりませんが、その間にまた総理府統計局調査というのはいまだ上がる。財界でも破局的なインフレ傾向を非常に悩んでいるという記事がけさの新聞に載つておりました。実はもう財界もそこまで隠さずにさう言うようになつております。どうかひとつ、そういう時期に見合ふ、公務員の皆さんが安心して勧告をおまといたいただけるようにお願いを申し上げておきたいのであります。

そこで、一つ非常に大きな問題は、つまり勧告の時期と処理のしかた、それから中身の配分という問題なんですけれども、いまの時期に配分の問題まで触れることは避けたいと思ひます。ここに私の計算もございまして、昨年はいまごろの時期に全部申し上げたことがありまして、さう違つておりませんでした。避けたいと思ひます。

そこで、時期について伺いたいと思ひますが、私は一つ希望があります。山中さんがかつて総務長官のときに、五月実施を勧告するにせよ、四月実施を勧告するにせよ、それが十二月ぎりぎりの臨時国会なんということになる、その間四月から十二月まで九カ月もたなざらしにしておく、九カ月間の物価の上昇といふのはじやどうしてくれるのか。利子を払つて差額をくれるのではあるまい、限界価値計算をして貨幣価値の損耗に見合ふものをプラスアルファでくれるわけではあるまい。だとすれば、価値のあるときに支給できないというところは、これはやはり政府の責任ではないのか。だから、さういふ意味で総務長官どうかと言つたら、たとえば臨時国会がいま開かれればいまでも、あるいは来月開かれればそのときでも、つまり勧告さえ出れば法は間に合せて出したいのだと、ずいぶん率直な山中さんの御答弁でございまして。また御本人が真剣にさう考へて臨時国会の時期なんかも非常に心配されたようではござい

ます。

私は、たまたま不幸か、六十五日も会期が延長になつて、七月の二十四日まで会期があるのございまして、人事院の方が、肉体的な条件を含めて御苦勞なされることはたいへん遺憾なこと

でございまして、しかし、人事院が所管するあまたの公務員の皆さんのために、またそれが基準となつて準ずる地方公務員の皆さん方のために、でき得れば、これは何とかかの国会の審議のあたりまで間に合はせ得るならば間に合はせてあげたいという気がする。だから、八月の十日日かに勧告をなさるものを、できれば七月の初めにでも勧告願するならば、何とか各党全力をあげて協力をして、ほかのことはともかくとして、公務員の皆さんについては通すものは通すということができないことはないと思ひます。一にかかつて、人事院の皆さんの作業の実態と、それにかかわる個々の方々の肉体的な御苦勞と、そこを判断される総裁のお立場、こういうことになつておられるわけではございまして、できればこの際、かくのごとく急激な物価上昇といふ中でございまして、それから、それをまた延々半年余にわたつてはつとくわけにまいらぬと思ひますので、できればその御見解を聞かしておいていただきたいと思ひるのでございませぬ。

○佐藤(達)政府委員 かねがね申し上げておつたと思ひますけれども、私どもの立場だけからの率直な考えとしては、とにかく重大な給与勧告でございまして、勧告が出たら、給与勧告国会というふうな臨時国会をすぐ開いていただいて、そしてそれを二、三日でも上げていただくということが本来望ましい姿ではないかというふうなことを、かつてなこともありませんけれども、われわれとしては真剣にさういふ希望を持つてきておるわけでありまして。しかし去年は、わりあい早く臨時国会を開いていただいてまあまあと思ひましたけれども、なかなかさう思つておりないかないので、したがっていまのお話のようなこと

「昭和四十七年労働時間制度調査結果の概要について」、これは労働時間制度、つまり時短その他を含めて調査しております。しかも週休二日制問題を労働省なりに相当おとりになっている。そこですら、これは労働省の新しい調査でございまして、この概略のところを労働省の側から、ぜひひとつこの席でお述べおきたいのであります。

○廣政説明員 昨年の九月の調査いたしましたものを発表いたしましたわけですが、それによりまして、全体では、企業数で一三・二%、労働者数で三・五・九%の労働者、これが何らかの形で週休二日制の適用を受けております。ただ、規模別にこれをながめてみますと、千人以上規模の場合で一三・二に当たるものが五二・〇、三五・九に当たりますものが六二・六%、それから百人から九百九十九人規模で企業数で二一・一%、労働者数で二四・三%、三十人から九十九人で企業数で八・八%、労働者数で九・六%、概要そのような状況でございまして。

○大出委員 この千人以上規模というところでは過半数に達している。つまり、いまの電機産業その他ながめてみてもそうでございますが、ほとんどその方向に進行している。さらに、この労働省調査の中を見ても、この調査時点ではやっていないが、いま話の組上にのぼっている、近い将来やりたい、あるいはその方向で検討しているなどというのがずいぶんある、この中身というのは、つまり、いまそれが組上について、来年からやりたいとか、近い将来やりたいとか、あるいはその方向で検討しているとか、これはたくさんあるのです。そこらの傾向を、せっかくお見えいただいたので、あわせてひとつ。私これをさらりと読ませていただきましたが、当事者の労働省ではございせんので、おたくのほうで概括的に、そういうところが非常に多いのですけれども、どんな傾向を持っているかという全体としての動きですな、このところをもう一言お答えいただきたいと思います。

○廣政説明員 週休二日の問題につきましては、昨年九月はただいま申し上げましたようなこととございまして、が、今春春闘を控えてかなり進展を見たということは、まだ数字的には私どもつかんでおりませんが、言えるかと思えます。たとえて申し上げますと、特に目立ちましたのが、繊維産業関係が、この七月から隔週週休二日を取り入れるという協定、協約になっております。それからさらに自動車関係、造船重機関係あるいは織物の関係が、ことしの四月からすでに東京、大阪、京都といったようなところで始めるというふうになっております。なお、私もいろいろ各企業の動向調査ということで、その企業の推測を求めた形での調査をいたしておりますけれども、何ぶんにもこれは、ただやりたいという希望を表明したというところでございまして、協約、協定でこのようにしよ、あるいは業者間で申し合せてこのようにやろうという具体的なところまでのぼってきているというものは、ただいま申し上げましたような動向になっているかと存じます。

○大出委員 繊維であるとか、あるいは自動車、造船重機、織物関係、それから最近顕著にふえてきているのは百貨店などというのがございまして、ことしの春闘の前段交渉という形の中で百貨店などは、三越百貨店をはじめその方向に統々進んでおります。三越本店などの場合は、年間土曜日が五十日ございまして、そのうちの三十六日休みにするということになったわけでございます。ですから急激にその方向に向いている。調査というものが実は全くズレだなどという感じのするぐらゐの進み方なんです。ですから、これはことしの春闘を契機に、春闘の交渉の中でおおむねその方向がよからうということになっている。こまかく人員の配置がいつも問題になるのです。デパートなんかもうそんなですね。そういうふうなことで、つまりあとの人員の配置その他を固めなければというので、概略、春闘で週休二日制の方向をきめていきますけれども、それをいまい

ろいろ詰めているところが多い、そういう状況でございまして、人事院がおとりになった昨年十月という時点とは非常に違っている急激な変化がある。このところをおとらえにならぬで、いまの御答弁に出てまいりました一昨年の六月、昨年の十月という時点で人事院の調査でございまして、

これは一昨年の六月といいますが、労働組合の傾向を見ても、総評にしても、中立労連にしても、同盟にしてもそうでございますが、この各期の交渉のときに、夏期は夏期、年末は年末、春は春といふときに、ほとんどいま週休二日制問題が出てくるのです。目標に入っている。その中で進行してまいりますから、これは非常に大きな差が出てくる、こう私は思います。したがって五十年間延びたという間延びという、あなたはおこるけれども、そういうことは言わぬで、いまはやはり世の中はテンポが速いのですから。テンポが速いのは明治の世の人ばかりでございまして、最近の昭和の御代の方々は非常にテンポが速い。だから品川周辺の中小企業でも、明治は遠くになりけりというのじゃないですよ、昭和の世にびしゃつと合わせぬと。明治は五%しかない。われわれ大正デモクラシーが二五%欠けるのですから。残り七〇%以上は昭和の世でございます。この方々の顔色を見なければ企業はやっていけないのです。だからどんどんふえるのです。五十年なんという人が笑うようなことを言わぬで、やはりいまは四十八年です。このところはやはり、一カ月に一べんとか、あるいは隔週とか、いろいろなとり方はございまして、ございまして、しかし、少なくとも各省がサンプルケース、モデルケースあたりはつくつてみる。

私のところの日曜配達廃止がそうです。私は全通の出身ですが、巨大郵便局の日曜配達廃止問題でずいぶんもめた時代がある。このときに新聞社の皆さんが、日曜夕刊廃止で乗ってこられた。日曜夕刊廃止は、あとから一緒にやろうと言つてこられた、新聞社の方々が、日曜夕刊廃止と抱き合

わせになつてきた。実はいろいろなことをやりました。ところが結果的に日曜夕刊廃止のほうが先になつてしまった。だから、その辺を契機に郵政省なんかも、大都市の大きな局を中心に試行局をつくつて、人員配置その他に入つて、いま片っぱしからやっています。日曜配達廃止、早い話がこの種のもの、どこかにそういうところをつくらないと、窓口を云々から始まりまして、人事院の言つておられる新聞の中身からすると、なかなか現業部門その他にむずかしいところがあることをとらえておられる。わかるのですよ、人の配置ですから。二日制にしたんだが、しかし労働密度がその間非常に高くなれば問題が起こるので、すなわち、わからなくてはならない。わからなくてはならない。天下の趨勢ですから、したがってそういう方向に端緒をつくる、こういうことくらいまで積極的に前に出ていただきたい。これは月一回なら一回、各省でこの辺の規模のものはやつてみるとか、やはりそういうことくらいまでは言つていただきますと、早いテンポに合わない、逆なるといふ気がする。そつちを進めませんと、逆に今度は、その間の労働時間の問題、密度の問題、あるいは休むことについてのレジューセンタの問題とか、これはアメリカあたりにも例がありますけれども、そういうところを国家的施策でつくとかという方向に進んでいかないと。だからそういう意味で、この際この早いテンポに合わせて、確かに国民全体の公務員に対するものを見方がありまして、人事院がそういう意味で一歩前に出ることがいまま一番必要だと私は思ふので、ぜひひとつ總裁、そこそこをおくみ取りいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○佐藤(達)政府委員 全くとおっしゃるとおりの意気込みでおるわけでございます。それで、ことしも四月の民間給与調査とともに、あわせてこの週休二日制問題を調べる予定にしております。また最近のデータが出てまいります。それからさらに本年度は、相当予算をちやうだいたしまして、秋にもっと深く探り下げた民間のあり方の調査を

やろうというので、大張り切りで張り切っておるわけでございます。したがって、昨年の報告では、私自身ここで自状したのですが、ちょっと消極的だったと申し上げたはずですが、しかしこれは、そのときの数字が数字でございまして、これはしょうがない。あれで張り切ったから、これはしょうがない。しかし、それはもう今日の情勢じゃありませんから、これはまた勧告の際に、この間も申し上げたと思いますが、ひとつ新しいデータに基づく意思表示をしたいものだな。とにかく現実には、おっしゃるようないろいろな問題がありますので、これはこれとして、各省のそれぞれのお家の事情も勘案しながら、各省の当局者と緊密に連絡をとって、どういう方法でいべきかという検討はもう継続しております。

もう一つ自慢話をさせていただきますと、そのためには、現在五十分間をこえるような勤務時間の職場がある、五十一時間、勤務所なんかそうなんです、こういふようなところをほうりておいて、週休二日も何もあつたものじゃありませんので、まずその辺から地ならしをしていこうじゃないかということで、これはたいへん当局側とお互いに知恵を出し合つて、交代制勤務でありますけれども、これは四十八時間におさめるということをやつて、四月から実施しております。そういうわけで地がためのはきは着々やっております、そういうことをひとつおくり取りしたいと思つて、

○大出委員　とにかく私も、町の働く皆さんと接触が多いせいもございまして、若い労働者の方々の意見がすいぶん出てまいりますけれども、ほとんど休みが多くなければもう行かないというので、

これはこの間、私、高校の先生といろいろ話しておりましたら、高校を出てそのままとめる方もある。その若い方々が、すでにながめてみて、休みが何日会社はあるのだという、それから検討するといふのです。近ごろは、その会社の資本金なんて言わないのですよ。

それから、もう一つ話がその先生から出てまい

りまして、あなたの御子息さんが卒業した時代とは違ふのだ。何だと言つたら、もう高校生で机配置から違ふといふのです。男生徒、女生徒で仲のいいのがたくさんで、きつちやって、同棲時代の影響かどうかわかりませんが、みんなグループでまとまっちゃつてゐる。配置を先生のいないうちにまとまつて、みんな了解して、彼と彼女が仲がいいからくつついてゐる。質問をして当てる、二人で共同作業である。高校生がいまから将来の生活設計まで考へてゐる。とてもじゃないが、大正デモクラシーのわれわれは全然ついていけないのです。職場で若い諸君と、昔は、一ぱい飲みにいこり、割り勘でなつてゐることも、最近全然ないで、日本人は働き過ぎるのだといふのだ。このムードといふのは否定できないといふわけですよ。

そうすると、いろいろなことがあるのだけれども、人の差し線りや何かで困るのだけれども、そういうしなければ若年労働者はどうしても入らない。その時期に、官庁だけではあつたといふわけじゃないのですから、のんきなことを言つちやいられないといふ気がするので、ますます、若年労働者、いい人が入つてこなくなつちやう。初任給を思い切つて上げてもらいたいと思つても、総裁、自分で言つてゐるけれども、民間の大企業の初任給はだいたい、ますます若手が公務員になり手がなくなりはせぬかと思つて、それ、そうかといふと、ここの勧告にあつて、そんなに初任給を上げるわけにもいかずなつて言つてゐるわけでしょう。だから、そこらあたりはぜひとも踏み切つていただいて、思い切つて前へ進むといふことをお願いいたしまして、あと災害補償法問題で端的にひとつ承つてまいりたいので、この席で早速な決着をひとついただきたいのであります。

今度の災害補償法改正の中心課題は、通勤途上災害をどう扱うかといふ問題なんぞでございますが、ここで実は私は、非常に不満足であり、かつ

ふんまんにたえない点がある。一体なんで準公務といふ思想をここに持ち込んだか。準公務災害、これは私はどう考へても納得のいかないところでありまして、何が一体準公務だ。それならば準公務といふものはどういふ性格のものだ。その中身もさっぱり明確でない、こう私は思つておるわけでありまして、そこで一体、なかなかこれは問題になりまして公務災害を、特に通勤途上の災害、これを入れるについて、準公務だ、公務災害だといふ見えない、これはなぜかといふ点をほつきりしていただきたい。

○中村(博)政府委員　通勤災害を公務災害と見なかつたといふ点につきましては、先生御承知のうちに、通勤といふ行為は使用者の支配管理下にならなければいけません。したがって、そのような支配管理下にはないけれども、現在の情勢におきましては、通勤といふものが、モータリゼーションその他の社会情勢によりまして非常に社会的危険を含んでおるといふ点に着目したのが第一でございます。それからいま一つは、通勤はあくまで勤務に非常に密接不可分の関係にある。この点に着目いたしました。したがって、その勤務との密接なる関連性並びに社会的危険の具体化、この二つの点を中心としたしまして、使用者の支配管理下にはないけれども、そのような災害を受けられた職員の方々に對して現行制度とは標準する補償をいたそう、こういう思想に出るわけでございます。したがって、觀念をいたしましては、官の支配管理下にあるのかないか、この点が一つのメルクマールになつておるわけでございます。で、そのような考え方で、かつ御提出申し上げておる法案の中でもそのような定義がなされておる、かように考へております。

○大出委員　そこが思想的に、中村さん、大きく違ふのです。あなた方、そんな古いことを言つてゐるから、さつき私は古い世代の話をしました。若し諸君といふのはそこは割り切つてゐるのです。給料をもらつてゐるのだから、家を出るときから職場で働く意思で行くのだといふのです

よ。そうでしょう。そうすると、一つ間違えると、四六時中使用者の支配管理下にある。行かなければならぬ。民間企業に行つてごらんない。かつてなことはかり私に言うけれども、厳格なんです。横浜駅前の高島町の横浜ドックなんて、ぱつとかけ足で来ますよ。最後はカシヤンカシヤンとなつてくるのだから、それでおくれればその日は給料不払いなんです。そうでしょう。おくれたら入れないのです。そこはいまははっきりしてゐるのです。だからどんな苦勞したつて行く。横断歩道なんていうのは全く私は不賛成なんです。ラッタの背みたいな横断歩道を向かうからかけ上がつてくる。まん中が一ぺんおりに、またかけ上がつて、それでも飛び込んで、すべり込みセーフでカシヤンとやらなければ金をくれない。過酷な職場支配。通勤途上支配から家庭支配まで出てくる。うちで何かあつたつて、かあちゃんそう言うな、行かなければならぬ。勤務時間、三交代だから。

現に公務員を見てごらんない。あなたはそうおっしゃるけれども、カッコの中にあるでしよ。午後の十時から翌朝午前七時三十分までは今日公務災害なんです。それでしよ。あなた、じゃあ何で一体午後の十時から翌朝の午前七時三十分までは公務災害にしたのだといふことになる。通常、人がつとめない時間帯だからといふなら、じゃあ三交代制といふのはどのくらいあるか。夜勤、深夜勤、オールナイト、世の中にどのくらいあるか。山のようにある。官制の方々がのんきで知らないだけで、やつたことがない人が多いのだから、それじゃ話がかねです。だからこそ何と十時に間に合わなければいかぬと思つて家を出た。まあうまく道順がいつて電車もびしゃつと来てしまつた、十時と思つたら九時半だ、ところが九時半に着く寸前にそこで事故が起つて災害を受けたという場合に、これは十時から九時半の間、九時半といふのは十時からの時間帯に入らないから、年がら年じゅうごたごたしてゐる。今度は残業といふものがある。あとへ

残つて、実は七時半という形になっているけれども、七時五十分、八時に近づいた。仕事があるんだからしょうがない。そうしたら、さあそこから帰ったら事故が起った。起ったから、これは七時半過ぎているからだめですよ、とこういふことになる。そのための争ひというものは山のようにあるのです。今日まであり続けた、何で三十分違つたから公務災害にならぬのかといつて。そうすると、今度はあなたのはらは、準公務災害だといつたら、じゃあ今度は何が起こるかといへば、七時三十分を過ぎた、残業終わって三十分の差で何で準公務だと、やっぱり同じ争ひは絶えない。

だから、通勤途上を取り入れるからには思想を変えて、つまり通勤途上というものは職場管理者の、一つの会社なら会社の管理体制の中の――最近、管理体制を広げなければ労務対策にもならぬから広げているのだから、来なければ迎えに来るところまであるんだから、そういう思想を取り入れて、通勤途上災害というものを合わせて、準公務ではない、公務災害だといふふうに踏み切らなければならぬですよ。これは労災との関係もありますよ。ありますが、念のために申し上げておきますが、労災にはいまは夜の十時から朝の七時三十分なんというカッコの中にはない。公務員だけです。それじゃ一体公務員の既得権をどうしてくれるんだ。いまの新しいこの思想でいけば、中身は、何とか認定については考えましようなんといふことをおっしゃっているようにだけれども、あなたの思想からいけば、通勤途上というのは準公務なんだ。そうすると、いまの夜の十時から翌朝の午前七時三十分までは公務災害になっているのはどうしてくれるんだ。その矛盾があるから、認定上はこの既得権を喪失するようにはしたくないと言っているんですよ。根本的な思想の問題。

だから、そうならば通勤途上というものは明確に公務災害に見るべきなんです。いかがですか。
○中村(博)政府委員 確かに大出先生御指摘のように、通勤途上の災害をどういふふうに見るかという点はいろいろな御意見があらふことと思ひ

ます。しかし公務員が、現在、御指摘のように十時以降について公務上といひしておきますのは、これはやはり公務員の勤務の特殊性からどうしてもしよういふふうに出なければならぬという点に着目して、その点を公務上の災害と持ち込んでおけるわけでございます。そのような公務員の勤務の特殊性を除けば、労災保険あるいは労働基準法、こういうものの均衡をとることが必要でございます。

たとえば、通勤途上災害を特別な理由なくして公務上の災害といひした場合には、戦後二十数年にわたつて營々として積み上げられてまいりました公務災害概念、労災といへば業務災害の内容、こういうものにも非常に影響を及ぼすことにもなりますので、したがって、先ほど申し上げましたような理論の上に立つて、一歩前進して通勤災害というものを公務災害と同じような内容において取り扱つていこう、こういう思想に発しておるわけでございます。

○大出委員 それは中村さん、少し違ひはせぬですか。あなた労働省の御出身で、また労働省にお歸りになるのですから、労働省の方がそんなことじゃだめですよ。労働省の御出身なんだから民間の実情を御存じのはずだ。何も夜十時から朝七時三十分までが公務員の特殊な勤務条件、そんなばかなことあります。私は総評本部の副議長を長年やつておつたのだから。夜中だつて三交代、四交代のところもある。民間企業へ行つて、一生懸命入り口に待つてものを言つたこともある。民間企業のほうがもっと過酷ですよ。労災の中に夜の通勤途上というのが入つてないということが間違つてゐる。公務員のほうに入つたのは入るだけの理由がある。この間ほくのところにある人が飛び込んできて、頑迷固陋な局長がいる。頑迷固陋な局長とはどこの局長だと言つたら、人事院だといふ。どの局長だ、人事院の職員局長の中村博さんだ、頑迷固陋もいふところだ。頑迷固陋の話はこの辺でやめまされども、おそらく頑迷固陋でないと思ひから。

あなた、いまの世の中の管理思想というのは、郵政省を見たらわかるじゃないですか、ブラザー制度から始まりまして。このブラザーというのは家で行くんですよ。わざわざ通勤のときは一緒に出てくるんですよ。三十分か一時間早く出て、新規採用者のうちの近くにブラザー、兄貴で住むのだから、それがその人の家に行つて、奥さんおはようございますといつて職場まで連れていくのだから、まさに通勤途上は全部管理されている、職を任命して。任命行為ですよ。任命された兄貴が職場へ連れていくのですよ。明確な通勤途上管理をやっている。世の中の労務管理といふのはそう進んできているのです。そうすると確かに、その職場につとめた限りは、家を出るときには働くという明確な目的意識を持たされて管理されていくわけです。そうだとすれば、これだけ交通が煩瑣になつてきているのですから、管理支配が明確に及んでゐる。そういうことになると思へば、やはり通勤途上災害といふものは明確に公務災害と割り切らなければならぬ思想的な段階に来ているといふことなんです。労災のほうでそれはやつていない。夜のやつがないのはおくられてゐるのです。公務員は夜の十時から朝七時半まであるのだから、ところが、準公務にしてしまえば、じゃ十時から七時三十分まで何だといふことになれば、正しくいへば準公務です、通勤途上ということになれば、だからあなたのほうでは、旧来ある既得権だからこれに対する認定は損をするようなことはしない、といふことを言わざるを得ぬのでしよう。それは矛盾なんです。だから私は、この際明確にこれは修正をしていただきたい。でないとこれはめつたに通せん。

そこで、次にこの問題は、それならば一体金のほうはどうなつてゐるか。公務上災害、私傷病。通勤災害といふのが今度はもう一つ出てくる。準公務災害としての通勤災害が出てくる。三つになる。私傷病でいふならば、結核性疾患の場合もあり、あるいはそれ以外の私傷病がある、こうなるわけです。そこで公務上災害のほうでいへば国家

公務員法七十九条第一号、「心身の故障のため、長期の休養を要する場合」これは休職にすることができ、こうなつてゐるわけですね。御存じのとおりであります。それから、公務上の災害による休養中は休職とせず病氣休暇とすることができるといふ規定もある。休職した場合にも期間三年という期限がついてゐる。公務災害ならばかくのごとく優遇をされてゐることになる。ところが、私傷病の結核性疾患の場合には、給与法の十五条関係でいへば、給与法の運用方針というのがございす。これによりまして一年間は病氣休暇とすることができ、これは百分の百もあつてゐるわけですね。そうして、それから一年をこえたときは休職とすることができ、期間は三年間です。この場合は百分の八十ですね。それから私傷病の中で結核性疾患によらざるもの。これは結核は長いからですが、その他の私傷病は、休日、日曜を含めまして九十日以内、これを病氣休暇とすることができ、それから九十日をこえたときは休職とすることができ、期間は三年。こうなるわけですね。こう三つに分けられてゐる。そこで一体、通勤災害といふのはどの中に入りますか。私はいまここで修正をしなければならぬと申し上げてゐる。つまり公務上災害、どうしてもこれで行つてもらわぬと無理だからです。だが百歩下がつて、いまこの席で修正をせぬにしても、公務災害といふこの中身、損失を与えないといふこの中身ですね。管理支配体制といふものは通勤途上に及んでゐる、こういう思想を私は持つてゐます。だからそういう意味では実質的に落ちないようにしてもらなければ困る。公務災害並みの手当てをしてくれるかどうか、これを承つておきたい。いかがですか。

○中村(博)政府委員 種々御指摘のようないろいろな問題は生ずるかと思ひます。しかし、今度通勤災害補償制度を実施いたしますれば、たとえば現行の公務災害による補償と同じ内容の補償が行なわれるわけでございます。その間には格底はないわけでございます。

〔三原委員長退席、藤尾委員長代理着席〕

したがいます、その他の処遇をどうするか、こういう問題があるわけでございますが、たとえば御指摘の給与の点につきましては、これは休業補償で百分の六十は確保されるわけでございす。そういうような点もございすので、御見解はいろいろありと思ひますけれども、私どもとしては、改善の策としてそのような制度を講ずることは、現在の状況においては許されることではないか、かように考えております。

○大出委員 そうはいかぬです。これは私傷病だといふのなら共済だつて一緒ですよ、百分の六十なんだから。共済から出してきても、国が出してくれて同じです。こんなものを出す必要はない。共済でたくさんだ。

問題は、法改正しようというの、そこに中心があるのじゃないか。つまり通勤途上というものを公務と見なさないかの問題なんです。いまの話でいへば、百分の六十でございすというんだから、国でもらわなくたっていいんですよ。共済でたくさんだ。ふところ勘定は何も変わりません。国が出そうが共済が出そうが一つです。そんなくだらぬことできめられたら迷惑です。おやめください。そういうものの考え方では話にもならぬ。通すわけにまいらぬです。これは所管はどこになりますか。総務長官ですか。人事院総裁ですか。いまの点は重大な問題です。総務長官どうお考えになりますか。

○皆川政府委員 通勤途上の災害の性格、実態は、災害補償の点については公務災害に準じた扱いになっているわけでございますが、それ以外の点につきましては、いま御指摘になったような点があるわけでございます。この点は、この問題が提示されました過程におきましても、いろいろ御意見があったように伺っております。しかし、いろいろな議論の結果、民間の場合には、業務災害にはしない、これに準じたものをつくる、こういう結論に相なったわけでございす。その点いろいろな議論の余地は残つていふかと思ひますが、

私どももいたしましては、国家公務員の災害補償につきましては、民間の労災保険なりあるいは労働基準法の取り扱いに準じて、公平を失しないようにしろという規定もございまして、問題を意識しながらもさうな取り扱いにしたわけでございまして、現在の段階におきましては、私たちはこれが適当な措置ではなからうかと考えておるのでございます。

○大出委員 冗談言っちゃいけませんよ。公平を失しないようにしようというのなら、現在の午後十時から朝の七時三十分というのは何ですか。ほかのどこにもないじゃないですか。国家公務員災害補償にしかない。これはどうしてくれるのですか。

〔藤尾委員長代理退席、委員長着席〕

○皆川政府委員 これは制度の運用の問題でございまして、いま御指摘になりましたほかに、実質的に、通勤途上の災害に類する問題でも、これを公務災害補償の中に含めて解釈、運用すべきであらうということがあるわけでございまして、これは、制度のたてまえというよりも、実際の運用において実態に合うようにする、こういうことから取り上げてきたものであらうと思ひます。したがって、勤務のいろいろな態様によりまして若干のその辺の違いが出るのは、必ずしも法律の趣旨に反しないのではないかと、かように考えているわけでございす。

○大出委員 だから質問しているのじゃないですか。私は、準公務ではない、公務である、この思想に立つべきであると申し上げている。それなら修正だ。だが、それはそれとして、実態は、ふところ勘定はどうなんだ、三つあるじゃないか。三つあるが、この中のどこに行くんだ。つまり通勤災害というものの対してはどこに行くんだと申し上げたら、あなた方は、そうならば労災並みだとおっしゃる。そうすると、公平の原則だ、百分の六十だといふ。そうならばこれは共済だつて一緒じゃないか。当然そうなるじゃないですか。それならば、一体公務員は何でこんな特殊な運用が行

なわれているのか。さっきちゃんと申し上げましたよ。運用基準の扱いでございまして。だから、それじゃこつちのほうはどうしてくれるんだと私は聞いているのです。運用基準の面で許されたとあなた方はおっしゃる。おっしゃるなら、あなた方は運用の通達なり運用の規則をつくるのでしょ。そこで当事者間の話し合いをするのでしょ。運用でございましてあるんだとするならば、それじゃ、あと先ができたのだけれども、含めてどういうふうな運用するかという問題になるでせよ。それは許されるというのでせよ。それならその面でも何とかなければならぬじゃないですか。そうでなければおかしいじゃないですか。それじゃそこから先の両端はどうなるかということになる。いまの解釈では運用の面。そこで承りたいのですが、どこでつくるのですか。運用通達でもおつくりになるのですか。何か規則でやりになるのですか。これは十月ですか。

ろです。さっきいみじくも中村さんおっしゃっている勤務時間帯のいろいろな入り組みがあります。そこにいつ、十時から七時半までというのは問題になっているのですから。たくさん先例があります。そういうことでございすから、これはやはり、何とか納得し得るような形にしてくれぬとまああとで争ひは絶えないですから、そのところはぜひあなたの方のほうで御配慮をいたしたい、まさに頑迷固陋でなしに、これはひとつ割った話を運用の面で……。さつき皆川さんも、運用の面ということならばこれは許されるというおことはあつたのですから、そこらのところを含めて、一べん話し合つていただければ、これは附帯決議か何かの形で将来に問題を残すというところも、そうなつてくれれば可能なことになつて。そうならば、この法案の処理のしようが出てまいります。そこらを含めて、現に争ひがあるのですから、そういうふうな扱ひに扱つていただきたいというところをこの際申し上げたいのですが、話し合つていただけますか。

○中村(博)政府委員 御指摘のような点につきましては、話し合ひは進めたいと思ひます。

○大出委員 そこで、死亡一時金、死亡一時見舞金という問題が一つございす。さつき冒頭に私、触れましたように、強制にしろ任意にしろ、自動車なんかの事故の場合も、賠償の責めを負わなければならぬというたてまえでの保険制度もある。だから、虎の門のかどでどかんとぶつかつて死んだ人もいふし、人事院に入つて中庭で車にぶつかつて死んだ人もいふ。いろいろな人がいるのだけれども、官庁の中でぶつかつて死んだ人がいた場合に、五百万円頭から金が違ふといふばかなことをほらうておく筋合ひはない。そうすると、ここらも一体どういうふうな処理すればいいかという大きな問題がある。民間の場合にだつて、死に方によりますけれども、つとめていて死んだ場合に、中には七百万円出すところもある。私の知つた方で、案外大きくないところだけれども、黙つて一千万円払つてるところもある。そうする

と、公務員として何もないということになって、気の毒千萬なことになる。

そこで、なくなられた場合のいわゆる法定外給付になるかと思うのでありますけれども、このあたりを何か統計的に、民間企業はこうこうというふうな実態にあるということ、労働省にせよ、あるいは人事院にせよ、総理府にせよ、おとりになったことはございますか。

○中村(博) 政府委員 いま先生御指摘の、特に死亡に關しましての法定外給付、これにつきまして、先ほど週休二日制のところ、御説明申し上げました勤務条件調査の中でやっております。それともいまだ調査中でございますけれども、その状況を申し上げますと、やはり労災保険以外の法定外給付を死亡に關し行なっております、これが、私どもの調査は中間集計でございますから、変わるかもしれません、九五%に相なっております。

その中でございまして、中身は遺族補償とか弔慰金舞い金とか香典とかいうように、いろいろな名称がついてございます。それからまた、給付の性格は何ぞやという場合に、法定補償の上積みだと答えられる場合もございまして、弔慰金舞いの意だとか、その両者をあわせ持ったものとか、いろいろな答えがあるわけでございます。それからさらに、給付額の決定方法はどうなっているかというところにつきましても、これは大きく分けて、定額制、定率制、勤続年数別、扶養家族別といういろいろな要素があるわけでございます。したがって、それら三つ申し上げました点が相互にからみ合っているわけでございます。実態的にはどういふことになっているかという点は、さらにその集計結果を踏まなければ十分なお答えを申し上げかねるわけでございます。大体いま申し上げました線に沿って申し上げますと、その遺族補償は約三百万円積んでおるのが平均でございます。それから弔慰金舞い金が百四十万円等々と相なっております。

このような給付の性格がいかなるものであるか

という点が一番先生の御指摘に沿う問題だろうと思っておりますが、昨年の十月の調査ではその点まで十分突っ込んでおりません。したがって、先ほど総裁からお話申し上げましたように、この条件につきましては、本年幸いに予算もいただいておりますので、さらに突っ込みまして、御指摘のような意味での災害補償の体系の中で取り入れられるものかどうかという点も含めて、さらにその点、詳細に調べたい、かように考えております。

○大出委員 これは中村さんに恐縮なんです、その資料をいただけてませんか。実は私もいろいろなものを調べてみますけれども、大づかみな見当はつきましますけれども、きめこまかな中身でない、どっちを見ても、どこにもない。たいへん残念なことなんです。せっかく御調査いただいたならば、傾向は総裁もわかると思えますから、ぜひひとつお出しをいただきたいと思います。たとえば公労協関係の組合の中なかでも、御存じと思えますけれども、障害等級の二級をつかまえて、一級一千万円を出せというふうな要求を出しているところもある。実際団体交渉をやっている。これも実はその根拠というものは、聞いてみると幾つか中身は重なっているわけですね。いまの遺族補償みたいなものは三百万から四百万が必要であらう、そんな傾向にある。それから弔慰金みたいなものが百万とか百五十万必要であらうというふうなことで積んでいっているわけですね。だからそれを大ざっぱにいったら、障害等級の二級を支払うなら一千万なら一千万にしよう、こういうことなんです。きめが荒い。荒いけれども、見当としては、言っていることはわからぬわけではない。何かそういう根拠になるものが必要であらう、ここまでくると。特に殉職警官などに対する賞じゅう金というのがございまして、これなんか、例の浅間山荘事件がありまして閣議決定しておりますが、私のところの時の警察庁の官房長がお見えになつて、いろいろとお話を聞いてみた。ごもっともなことでございますから、どこをどう直せば一番い

いのだろうかというところ、やはり国家公務員の災害補償法が何かを直しをするよりしようがないじゃないか、そのかわり、これはほかのことではないから、なるべく早くひとつ国会で決着をつけてお通しするようにしようというふうなことで処理をしたこともございます。

ただ、このときに私、心配で申し上げたのが、小学校の生徒を預かる先生の方が海水浴に行った。その日は日課として学校でまわって行ったのだけれども、たいへん波が荒い。しかしやれるだろうといつて水泳をやったら、一人おぼれたというので、先生は血相を変えて飛び込んで助けた方がいいが、本人が死んでしまったという例はたくさんあります。だがこれは、どこからもう一文出ない。浅間山荘であらう天下の事件になったということ、これは内田二機隊長がおなかりになった。こちらのほうには何か考えている。だがしかし学校の先生はどうか。きわめてケースとしては大事なこと、それは先生に手を合わせたい気持ちになる親の気持ちもありまして、そういう殉職の学校の先生などには、どうもたいしたことになるまいというところでは困る。だからやはりそこらには、もう少し皆さんのほうできめこまかに当たっていかないと、世の中のものの見方で軽重がつけたりするのじゃ、職務の性格上、人の命を失った場合にそういうものじゃなからうという気がする。そうでないとするならば、そこらところを皆さんのほうでもう少し、なるほどこれならば公平だという、さつき皆川さんのおっしゃった公平の原則は必要です。そういう形にできるのじゃないかという気がする。で、ここらところは、ぜひひとつ何かをおつくりいただかなければだめじゃないかという気がするのですけれども、いかがですか。

○佐藤(運) 政府委員 まことにおっしゃるとおりで、これも殉職警官については特別公務災害の御審議の際にも御意見を承りましたし、私どもも大きな問題としてこれをいままでつかまえてきておるわけでありまして、いまの職員局長からお答えしました調査なども、そういう点にもやはり関連がある。ただ先ほどのお答えにもありましたように、この災害補償法系統のものとして扱つか、別建ての一種の賞じゅう金制度というふうなものを考えるかという、これは根本の問題でございますが、まずそれよりもデータをたくさん集めて、それを分析して本格的にとりかかってみようという気持ちを持っております。

○大出委員 総裁、災害補償法の手直しなのか、それとも賞じゅう金なのかといういろいろな問題。根本の問題というけれども、根本の問題だ、根本の問題だと言っているだけで何も片づかないというのでは、根本も入口も出口もないのです。片づけないはいかぬのですから。気の毒なんです。また公平を欠くのですから。特別公務といふものだけがかくて考えられたのが、それはワクを限定されてきている。何かそこに一つぶら下げなければならぬような人々がいるということになると、やはりこれは世の中、通つていきました。だからいづれになるにせよ、形あるものにしてくれないかというところで、形あるものにはぜひお急ぎ願いたい。そこらところは、この法案を決着つけるにあたって、ぜひひとつこれを各党の皆さんにお願いしたいのですが、これは委員長にも御了解いただきたいた。矛盾もお認めになつていらっしゃるから、そこら附帯決議が何かをつけていただいて、つまり公平の原則を通せるような形にしたいだきたい、こうお願いをしておきたいのであります。

そこで、特別公務ですが、これは先ほどの問題とからむんですけれども、中村さんにこれはお願いしたいんだが、国家公務員、地方公務員という形の中で、人事院の所管は国家公務員である。だがしかし問題は、地方公務員の方々がほとんど右へならえをしているわけですね、準ずるということ。だから総裁の守備範囲というの、確かに法律上は国家公務員だけれども、実は地方自治体を、全国を相手にしていることになる。だから、そこらも含めてものを考えていただきたいた

と間違ひが起る。

そういうたてで申し上げますと、各県、市町村ではそれぞれ条例その他で、しかたがない、それらしいものをいろいろ考へてゐる。高知県の土佐山田町というところがございまして、集中豪雨がございまして、災害出動をした役員の職員二名の方々が殉職をされた。これは一人は四十七歳になる課長さんだ。民間協力者ということで消防その他の方々。これは、県、市町村というところ、百五十万、百五十万、百五十万、合計四百五十万積み上げて何とかこれというところでやつてゐる。あるいは消防のなくなつてゐる方に三百万を三カ所から出して九百万だ。役場職員方でも、百五十万ずつ、市町村が出して四百五十万積み上げて差しあげてゐる。そういう例があるんです。つまり、災害救助に直接当たつてゐたのではなくて、連絡用務でそこへ行かなければ仕事ができないうんだから行つた。行つたら巻き込まれた。災害対策本部の規程で、救出、救助に携はる任務の者、つまり警察、消防のみとなつてゐるのです。警察、消防のみ。そうすると、警察、消防でない方は、どうしても必要な事務連絡に行つた、救護物資の手配も必要であるといつたら、そういう危険なところに行つたんだから、巻き込まれて命を落とした。ところが規程上は警察、消防のみだからない。だから、この規程を厳密に解釈すれば、裏を返せば、警察、消防以外の役職の方は行かないでよろしい、一切行きなさんな、金がついてないんだから、そういうふうにしなればいけないということ。警察消防の方が行けば、そういう手当があるんだから職務上行く。しかし、のみとなつてゐるのだから、そうすると警察、消防以外の方については、そういう手当も何もないのだから、行く義務もなければ、行つてはいけない、こういうことに明確にする。それなら話は別ですよ。そうすれば行かないんだから。だがしかし、それが行かなければ済まないのだとすれば、警察、消防だけではなくて、それらの方々に對しても何らかの措置があらかじめとられてい

ければならないことになる。これは何も地方公務員に限らず、中央の場合でもそういうことは言える。起つた事件によつて違ふ。中央官庁から飛んでいく場合だつてたくさんある。だから、そこらのところを明確にしておきませんと、これはまたそのケース、ケースでたいへんな社会問題になつてしまふ。このところはどうかというふうにお考えになつてゐますか。

○中村(博)政府委員 いま御指摘のような点につきまして、たとえば民間の場合について申し上げますと、鉱山爆発の災害の救助隊とか、あるいはコンピナートなどにおける自衛消防隊、いろいろな方がいらつしやるわけです。そういう方々には労災上どのような取り扱いをしていくかというのが一つの問題になるわけでありまして、そういった問題と、それから国家公務員の職務の問題その他いろいろ考へ合せて、確かに御指摘のように検討を要する事項だと思ひます。したがひまして、これはがんだとおしかりを受けるかもしませんが、労災との平仄も考へ合わせながら、そういう点はほんとうに検討していきたい、こういうふうな考へておられます。

○大出委員 時間の問題もございまいし、から、申し上げれば数々の例がございましてけれども、ほんとうのかけ足で大筋を申し上げたわけなんです。これは人事院總裁、先ほどお答えになりましたように、何らかこれに関する基準めいたものを、御調査の結果、資料に基づいてかくあらねばならぬ、こうすべきであるという、人事院の権限の範囲でせひとつ政府に對してもを言つていただきたいのです。そして一日も早く、はたして国家公務員の災害補償法のワク内で片づけるべきものなのか、そうではない、何か賞恤規程のようなものをつくらなければならぬのか、それはどういふ所管でやつていくのか、そこらのことまで、日常起こることですから、ぜひひとつ皆さんのほうで検討課題に値するように、そしてそれがことばの上のみならず実施に移されていくように、ぜ

ひお進めいただきたいと總裁にお願いしたいのですが、これは總裁いかがでございますか。

○佐藤(達)政府委員 先ほど申しましたような心がまえでやるわけでございますので、ただいまのお話、全く了承いたします。

○大出委員 総務長官、この通勤途上災害補償法云々という今度の立て方に大きな疑問を私は差しはさみますけれども、かといつて、この限られておる国会の日数で処理しなければならぬものは処理しなければならぬ。大きな問題があつて残るといふ気がいたすのであります。どこまで附帯決議その他で救済に向かつての糸口をつかめるか、あわせてそこらを受けていただいて、總理府の立場から、問題は非常にきつめとまかでございますが、事、個人にとりましてはたいへんなことと

○三原委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。午後二時二十一分開議

でございますから、そういう点を前に進めるかどうかという重要な問題でございまして、聞いておられてお気づきたらうと思ひますが、そこらについてひとつ御決意のほどを承りまして終りたいと思ひますが、いかがですか。

○木下委員 このたびの法律の改正案の内容を見ますと、労災補償給付とはほとんど違つていないのであります。違つてゐるのはただ一つ、通勤途上の災害を受けたときは一定の自己負担をすることでありまして、この初診料に相当する額の自己負担をかけておるのはなぜでしょうか。

○坪川國務大臣 先ほどから御指摘になりました点、しかも災害補償法の、いわゆる労働基準法あるいは労災等の関連事項において非常に重要な問題を御指摘になりました点については、中村職員局長も、皆川人事局長も、そういうような問題点の解明には前向きで事務的に検討したい、こう言つてくれてもおられますので、給与担当の総務長官といつたしましては、その点を十分理解しながら促進をはかり、また私といつたしまして、人事院の立場も十分配慮いたしながら御期待に沿うような検討をさらに促進させてまいりたい、こう思つております。

これは、初診料負担を健康保険法が持つ理由というの、おそろく、ちよつとした病氣については乱診乱療を防ぐということであつたと思ひます。しかし、通勤途上災害であります、病氣でありますから、乱診乱療といつたおそれはほとんどないのであります。しかも通勤途上であつたかどうかをめぐつて認定という行政上の手続もあるわけでありまして、なおさらのこと、そのおそれはないと言へます。どうもあまり必然的な理由はないのではないかとと思ひわけでありまして、この点はなぜなのか、理由を伺いたいと思ひます。

また、後段で述べられました、いわゆる四十七年度に指摘された要望されましたあらゆる問題の三項目にわたる御要望、附帯決議の点についても、先ほどから大出委員の非常な配慮があり、またもつともな御意見もありましたので、これなども、人事院の集計その他の結果を見ながら、人事院と連絡を密にしながら御要望の附帯決議にひとつ取り

り組みたい、こういう気持ちでございますことを御説明申し上げて御理解願ひたい、こう思ひます。

○三原委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後零時四十分休憩

したが、いままで、そういう観点から、一応原則としてこれに要する経費は使用者たる国が持つ、こういうことになっておるわけでございますけれども、しかし、これはあくまで無過失賠償責任を前提とした公務災害ではないわけでございます。したがって、使用者たる国のみが負担するということとは、これは公平を欠きますので、二百円以内というごく一部ではございますけれども、職員の場合にも負担をするということで相互の均衡を保っているわけでございます。

なお、先ほどの御発言の中で、労災と違っておるといふような御指摘がございましたが、労災もこのように一部負担をいたすわけでございます。

○木下委員 従来の災害補償法によりますと、使用者側である政府の全額負担であつたわけでありましたが、この自己負担制度を通勤路上の場合にのみ組み入れておるわけでありまして、これは災害補償法全体のたてまえから申しましても、全体のたてまえと申しますか、体系がくずれものではなからうか、こう思うわけでありまして、実際にこの被災者が初診料の一部、二百円というものを負担したといふにしても、保険財政にどの程度響くのかといふことであります。これはもうほとんどゼロにひとしいのではないかと思われますが、その点はいかがでしょうか。

○中村(博)政府委員 いま保険財政とおっしゃいましたが、この場合は国はもう単独の給付で、国家公務員の場合に保険のシステムというのとは違ってございせん。

それから、どのくらいかかるかという御質問でございますけれども、大体負担金の部分はおおよその見当で総額で五十万円くらい、かように推算いたしております。

○木下委員 まあ五十万と申しますと、全体から申しますとごくわずかな、まさにゼロにひとしい額であると思ひます。私はその意味では、この今回の自己負担という処置は、公務災害とは違つて通勤路上災害は出勤する労働者にも責任があるんだ、このしるしのために二百円を取るといふ、ま

さに政策的なおいがするわけでありまして。結局そういうことなのでしょか。その二百円取る趣旨が、先ほども言われましたけれども、公務災害とは違つた、労働者に責任があるという趣旨で、そのしるしとして二百円取る、こういう意味ですか。

○中村(博)政府委員 この二百円は、先ほど申し上げましたように、公務上の災害ではなく、したがって官の支配管理下でない場所において行なわれた災害でございます。しかも同時に、したがってそれに伴うて無過失賠償責任を官のほうに課するということではございません。したがって、先ほど申し上げました二百円以内の金額を一部負担していただくということが制度としては公平の原理にかなうのである。こういう観点でこのような制度をつくつたわけでございます。

○木下委員 その保険料の負担をだれにさせるかという問題は、これはいろいろ方法があると思うのです。政府だけに負担させる方法もあるし、あるいは労働者だけに負担させる方法もあるし、あるいは政府と労働者、使用者、三者に負担をさせる方法。まあ一般的な場合から申しますと、いろいろあると思うのですけれども、使用者にだけ負担をさせるというのとは、それが公平であるということとてそういうことになっておるのだと思ふのですが、この使用者に負担をさせる、そうして使用者負担の保険料から、現実の生活賃金を引き出すために、業務災害の場合と同じ平均賃金の計算方法で給付をするということになっておるのですけれども、これは一体どうしてこういうことになっておるのでしょうか。

○中村(博)政府委員 まず、国家公務員の場合は保険システムというものはとつてございせん。国が一方的に負担するわけでございます。今回の場合、通勤災害を取り入れて職員に一部負担させますのは、先ほど申し上げましたような考え方に基づいておるわけでございます。

○木下委員 結局、そういう政府のほうのお考えというのは、通勤路上災害をあくまで業務外だと

言われながら、保護の面では公務上災害とほぼ同じ制度をとつておるといふことだと思ふのです。これはだれが見ても不自然なものではなからうかと思ふのです。どこかに無理があるように思われます。通勤路上災害を公務災害並みの保護にするということに踏み切つた以上は、通勤路上災害というのを公務上災害と見るのだというふうにするべきではなからうかと思ふのです。これはもう諸外国の例などを見ても、西ドイツ、フランス、ソ連をはじめ四十数カ国、五十カ国近い国がこの通勤路上災害を公務上災害とみなしておる、あるいは同じような扱いをしておる、こういうことではあります。公務災害とみなす規定を置けば、もうそれで私は事足りると思ふのですけれども、その点は、先ほどの午前中の大出議員の質問にもいろいろお答えがありましたけれども、もう一度お聞かせいただきたい。なぜ公務災害とみなすことができないのか、ちよつと私はその問題の結論がわかりにくいのであります。

○中村(博)政府委員 このみなすということにしたらどうかという御質問でございますが、現在、公務上の災害は、労災保険で業務上の災害と申しておりますのと同じでございますが、官の管理下において起こる災害、あるいは公務に基因してと平板に申し上げてもいいと思ひますけれども、そういう災害をいうわけでございます。しかし今回は、住居からその勤務場所までの往復という事実をつかまえて、その間に起こる災害を、先ほど申し上げましたような職務との関連性、ないしは社会的危険という観点から公務上の同じような補償をしよう、こういうことで通勤災害の概念を入れまして、これを取り込んできたわけでございます。しかも、そのような災害にあつた職員の方々は、やはり単に生活をするといふことだけではなくて、一日も早くなおつていただいて、職員として復帰していただくことが必要でございまして、その内容は公務上の災害と同じような内容にいたしたわけでございます。

なお、ILOに関する御質問がございましたけれども、百二十一号条約では、なるほどその労働災害の定義の中に「通勤路上の災害を労働災害とみなす条件を含む」と規定してございまして。しかし、その七条の二項では、やはりこれは各国のいろいろな実情に適合することをお考えになつたんだらうと思ひますけれども、通勤路上の災害が他の何らかの社会保障の中で解決されておるならば、それはそれで結構だ、こういうことを申しておられますので、必ずしも、通勤災害を公務災害としなければならぬといふことは、ILO条約でもいっていないわけでございます。これが国際的な一つの見方である、かように考えます。

○木下委員 私はILOのことは特に質問しておりませんけれども、諸外国の例を言っているのです。先進諸国五十カ国近い国々が、公務災害とみなすような規定を置いておるといふことを言っているのです。

それから、公務員労働者の通勤時間は平均どのくらいになっておるでしょうか。また、十年前に比べまして通勤時間が相当延びておると思うのですけれども、どの程度増加しておるのでしょうか。使用者であるべき総理府としては当然調査をされているとは思ひますが、お尋ねをしたいと思ひます。

○中村(博)政府委員 先生の御質問につきまして、どんぴしゃりの適当な資料はいま持つておりませんが、昨年の六月の人事院の調査によりますと、まずその距離から見ますと、国鉄を利用する場合には、半数以上の者が二十キロメートル以内、それから私鉄利用の場合には半数以上の者が十五キロメートル以内で、私鉄の場合のほうが通勤距離がやや短くなつてございまして。なお今度は、百キロをこえる者について見ますと、国鉄の利用者では〇・一％でございまして。それから私鉄を利用する者の中で百キロをこえる者は〇・〇三％、ほとんどゼロに相なつております。

なお、通勤時間でございますけれども、これは人事院の職員について調べたものでございまして、一時間未満の者が約六〇％、一時間以上二時

間半未満の者が三〇%、一時間半以上二時間未満の者が一〇%、二時間以上の者が二%、こういうような分布になっております。

御質問の、十年前と比べてどうかという資料につきましましては、あいにく手元にございませんけれども、これは大体延びておるんじゃないかと思ひます。

○木下委員 いまのお答えにもありましたように、労働者の通勤条件というものは決してよくならないと思ひます。特に従来からとり続けられてきたのでありますが、高度経済成長政策の中で労働者の通勤条件というものは非常に悪くなつてゐる。公務員労働者というものは、労働力を提供するために出勤をいたします。そしてその労働力を養うために帰宅をするわけであります。しかし、数年前からの地価の異常な高騰、あるいは家賃の暴騰、さらには公務員住宅の不足など、政府の住宅政策の貧困から、一時間以上の通勤時間が非常に多くなつてゐるということがかえりと思ひます。特に首都圏、近畿圏など大都市周辺では、通勤時間に一時間半以上あるいは二時間以上要するといふのはもう珍しくなくなつてきておるわけでありまして、いまのお答えにもそれはあつたと思ひます。

公務員労働者が公務につく場合に、通勤という行為は必要不可欠なものであります。特に最近の住宅事情であるとか交通事情というものを考えたときに、いわゆる交通戦争といわれる危険な交通事情の中を通わざるを得ない通勤というものは、公務と相当な因果関係があると思ひます。ところが、通勤途上の災害を公務災害とみなすことはどうしてできないのか。この点はさつきからお答えがあるわけでありまして、なお私のほうは釈然といたしません。

労働基準局並びに労働保険審査会は、これは公務関係ではありませぬけれども、一般的に共通しておりますので申しますが、通勤は労働を提供することに必然的に伴うものであるが業務そのものではない、このようにいいながらも、使用者の提

供する交通機関による場合、これは労働災害であるいは公務災害だという考え方を示しております。また、寄宿舍と事業場の間の特定交通機関による場合、これも同じような扱いだとしております。

あるいはまた、突発的な業務による休日出勤、早出出勤の場合、深夜、早朝の出退勤の場合、出張の場合、こういう場合については労働災害、公務災害という扱いをいたしております。

そこで具体的に聞きたいのですけれども、たとへば労働省労働基準局は、昭和三十四年七月十五日に、自宅から出張先におもむく途中の列車事故につきまして次のような見解を示しております。

「出張業務の遂行については、その職務の時間的、場所的な事情により、事業所によらないで、自宅を出て、用務を果たし、また自宅に帰ることが是認されている場合には、自宅を出てから自宅に帰るまでが出張途上にあるものと考へられる。したがつて、かりに、その通路の一部が、通常の通勤経路と重複していたとしても、すでに、出張業務遂行中とみるべきであるから、本件死亡は、出張業務遂行に起因するものと解され、業務上と認められる。」

「このように判断を示しております。出張した場合に、自宅を出てから自宅に帰つてくるまで、これ全体が業務遂行中だ、こういう判断でありまして、通勤という行為は公務遂行と不可欠だと思ひます。公務員の場合、出勤、退勤時間がはっきりしておるわけでありまして、その時間までに出勤をしなければならぬという業務命令が毎日毎日出されておると交へられないと思ひます。労働基準局のいま申しました出張事故の見解と通勤途上災害とは、一体どこがどのように違ふのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○中村(博)政府委員 いま例をあげられました出張の場合でございますが、出張は、ある職務を遂行するためにある特定の場所に行き、またそこで何かをし、そして帰ることを命ぜられるわけでございます。これは自宅を出ましたときからすべて公務遂行中になるわけでございます。したがって、現在、労災のほうも同じでございます。

けれども、これは公務上ないしは業務上として取り扱われておる、こういうかつこうになるわけでございます。

それから、先ほど御指摘の乗用車ないしは通勤バスを利用させる場合、利用強制的にいたしております場合は官の支配が及んでおるわけでございます。したがって、これは公務上になるわけでございます。したがって、通勤という形態、勤務場所への往復という形態のみを抽象的に取り上げますと、先生おっしゃる通りに、いままた御説明申し上げましたように、公務上の場合と、今度の通勤災害で取り上げる場合と、二つあるわけでございます。まさしく御提案申し上げておられます改正法の一、二では、要するに通勤の定義をいたしまして、しかもそのうちから「公務の性質を有するものを除く」ということになつておる。これは、いま申し上げましたような考へがその基礎にあるから、かように理解していただきたいと思います。

○木下委員 ちよつとよくわからないのですが、いま二つの例について言われたのですけれども、たとえば、自宅から会社まで、あるいは事業所までバスで通う、それを乗り物、交通機関の使用を強制しておるような場合はという言い方をいたしました。その場合、二通りあると思ひます。その交通機関が使用者側のものである場合、それを利用する場合、それはもう言うまでもなく公務災害であるいは労働災害として扱われておりますが、そうでなくて一般の乗り物である場合でも、たとえば寄宿舍と事業場の間の特定交通機関による場合、そういう場合はやはり労働災害であるいは公務災害として扱われておるのです。

ここに、労働基準局の例があるわけでありまして、けれども、宿舎から工事現場に行く途中の渡し船転覆事故についてのケースでございます。これはこういうふうになっております。「事業主が労働管理の必要上労働者のため特定の宿舎を提供し、しかもその宿舎と作業場との往復は渡船を利用しなければならぬ事情にあつたことが認められ

る。したがつて、かかる事情の下において渡船の利用に起因して発生した本件事故は、業務上と解するのが相当である。」

こういうふうに言つておるのですが、これは別に渡し船でなくてもいいわけなんです。そしてまたこれは別に理論的に考えますと、寄宿舍でなくても同じことだと思ひます。自宅から会社あるいは事業場に徒歩以外に通勤の方法がないという場合、あるいは国鉄かマイカーによるほかないという場合、この場合だつて同じように扱われて当然だと思ひます。

それからまた、さつき出張の場合を言われましたけれども、何か出張の場合は出張業務遂行中だといふようなことを言われたのですけれども、一般の通勤の場合と比べて考えますと、出張の場合の事故についてだけ労働災害であるいは公務災害として扱うことの根拠がないように私は思ひます。たとえば、私は高輪に住んでおりますが、品川駅まで行きまして国電に乗つて、かりに東京駅に行つて丸の内のあるところで勤務しておるといたします。そして毎日通勤しておる。あるとき出張を命ぜられて新幹線に乗つて大阪に行く。品川駅まで出て行くその途中で事故を起こした場合は、これは出張中の事故といふことで公務災害といふことになる。ところが、丸の内に出て行く通常の出勤の場合には、これは通常の出勤だから、出張ではないからといふことで、同じような場所と同じ事故にあつても、これは公務災害ではないという扱いになる。これはもうどう考へましても納得しがたいと思ひます。どうでしょう、その点は。

○中村(博)政府委員 出張という行為は、家を出てからある職務を行なうためにある場所へ行く、そこにおいて職務を行なう家へ帰るといふ、全部これは一つの勤務であると思ひなしてございまして、したがつて、そのことは同時に官の支配管理性が及んでおるわけでございます。したがつて、その場合は官の支配管理下にございまして、出張途中における事故、これは公務上になるといふわけでございます。なお出張中は正規の勤務時間を勤

務しておるものとみなすというより、な制度もとら
れておるものとみなす。これはまさしく官の支配下
にある場合でございます。したがって、いまおっ
しゃつたような事例でまいると、まあ経路に
おいて重複したところはあるわけでございますけ
れども、一般の通勤の場合は、出張の場合と違
つて、先ほど申し上げておきますように、その官
の支配管理性というものは及んでいないわけに
ございませう。その差異が、いまの御質問の中にあ
らわれておる、かように思ひます。

○木下委員 いま、出張の場合には、自宅から出
て自宅に帰るまでが支配管理下にあるのだとい
うが、じゃなせ支配管理下にあるのか、通常の通勤
の場合にはなぜないのか、ここが問題だと思ひ
ます。もつと実質的に見ますと、たとえば大阪
へ新幹線で出張する場合のことを考えますと、東
京駅まで行つて新幹線の一合に乗りおくれても、
それはかまわぬわけですね、出張ですから。リ
ラックスした気持ちで、一台くらい乗りおくれ
たつて行けるわけですよ。ところが、通常の通勤
の場合からいいますと、タイムカードの監視があ
るために、遅刻しないようにということ、時間
どおりにしつと、それこそ精神的拘束も受けて
通勤をしているわけですよ。だから、そういう点
からいいますと、通勤の場合と出張の場合と、言
われるように違つた取り扱いをする理由が私には
わからぬのです。

○中村(博)政府委員 いま出張の場合について、
一列車くらいリラックスしたかつこうでよく行
つてもいいという御発言がございましたけれど
も、おくれつて向こうでの仕事に間に合はなけれ
ば、これは職務の欠缺となつて、懲戒処分なり何
なりをもつて問はれることに相なるかもしれま
せん。しかし通勤の場合には、やはりこの通勤災
害で定義いたしますように、逸脱、中断というよ
うな場合を除きましてある程度のアロアンスが
認められておりますけれども、それは先ほど申し
ましたように、官の支配管理下でないものである
という実態にも着目しておるわけでございます。

○木下委員 それから、その前に言われました交
通機関による場合はいかかでしょうか。特定の交
通機関による場合には、これを公務災害、労働災害
として扱つておるということから言ひならば、そ
の趣旨をふまえれば、一般の通勤の場合にも公
務災害、労働災害として扱ふべきでないかとい
うことについての御質問ですが……

○中村(博)政府委員 非常に微妙な相違でござ
いますけれども、先ほど申し上げましたように、使
用者がたゞ特定の交通機関を提供したに止ま
り、自分の会社なり官庁なりでかつこうでござ
います。その車に乗つて通勤することを命じてお
る場合、使用者の瑕疵によりまして、その車に
乗つておるときに災害を受けたというふうな場合
には、これは支配管理下に入つてございませう
から公務上。それから先ほど渡り船の例を申しま
したけれども、その場合には、これはやはり、その
宿舎に宿泊することを強制され、かつ事業場への
往復を命ぜられておるわけにございまして、その
間においてどうしても渡り船を利用しなければなら
ぬという立地条件にある場合には、それは宿舎へ
の宿泊強制とその作業場への往復という強制、そ
れからその間における渡り船の利用の強制、この三
つはこれはあくまでも支配管理下にあるものとし
て理解するのが最もすなおな見方ではないか、か
ように考えまして、その差異を申し上げておるわ
けでございます。

○木下委員 その点は議論になるわけでありま
すから詳しくは申し上げませんけれども、結局、何
度も言つておりますように、出勤、退社の時刻と
いうのは、これは私生活に復帰するまでの通勤時
間を事実上支配していると思ひます。この支配
というものは、これはもう交通地獄下の通勤に費
す多大のカロリーというものを考慮いたします
と、質的にも相当高度なものであります。たと
えば通勤一時間半について一日六時間ないし七時
間の労働量に匹敵する場所があるというふうにい
われておるのであります。まあ、国家公務員の労働
条件というのは、これは申すまでもなく民間のモ

デルとなるようにしなければならぬと思ひので
ございませうけれども、民間の経営者側の圧力に屈
するといふようなことはなく、前向きに、準じる
のではなくて、みなすといふように改善すべき
のだ、私はこういふふうに思ひます。その点は何
回も言われて御意向がつかないので、これ以上お
尋ねいたします。

そこで次は、本法案通過後の運用の問題につ
いて質問いたしますが、人事院が三月一日に出され
ました「国家公務員災害補償法の改正について
意見の申出について」という文書があるわけであ
ります。この文書の中に、「通勤の範囲」としまし
て、「通勤」とは、勤務につくため、または勤務
が終了したために、自宅と役所の間を、寄り道せ
ずに往復することをいう、そして、「通勤の途中
で、麻雀屋やパチンコ屋に立ち寄りたり、道路上
で手相、人相をみてもらつたりした後は、「通勤」
とはしないが、独身者が夕食のために食堂に立
寄るときのように日常生活上必要やむを得ない理
由がある場合は、その後は、「通勤」とする、こ
ういふ解釈が出ております。私は、この問題につ
いては、基本的な人権を認めた当然な措置じゃな
らうかと思ひます。これは人事院のほうの意見の
申し出であります。政府のほうとしては当然こ
うした線に沿つて、独身者が夕食のために食堂に
立ち寄るといふふうな、日常生活上必要やむを得
ないという理由がある場合は、これは通勤という
ふうに見ていく、こう考えていいわけにございま
すか。

○中村(博)政府委員 人事院の申し出の趣旨に準じま
してそのまま立法化しているわけにございませ
う。ただ、これが法律として制定いたしました
は、この運用につきましましては人事院が中心にな
つて進めていくことに相なるわけにございませ
う。

○木下委員 そこで、具体的な事例が出てい
るわけでありまして、「独身者が夕食のために食堂に立
ち寄り」と。そうしますと、昼食はどうなん
でしようか。たとえば事業所に食堂の施設がないの
で昼休みに近くの食堂に食へに行くというのが慣

行になつておるような場合、まあこれは通勤途上
の問題ではありませうけれども、そういう場合は
労働災害、公務災害として扱われる、そういうこ
とですか。

○中村(博)政府委員 職員が休憩時間中に昼食に
行きます場合は、これは公務遂行性がございま
せんので、公務外でございませう。

○木下委員 独身者が一日の仕事を終えて、疲
れて、そして事業所を出て腹を減らして夕食を食
べる、これは通勤途上だといふ扱いをして公務災害
に準じるということになりますと、午前中は働
いて、昼の休憩時間に、これはたとえば事業所に食
堂があればかつこうですが、食堂がないので、そ
の事業所の道路を隔てた隣の店に行つて昼め
しを食ふ。それでなければ昼から仕事ができない
わけですから、当然のことだと思ひます。そ
ういふ場合は、これは当然公務に準じた労働災
害、公務災害として扱ふ、当然ではないでし
ょうか。

○中村(博)政府委員 通勤災害の場合に、先生御
指摘のように、独身者が食事をする、そういう場
合は通勤災害に入れるという御質問でございま
したけれども、これはこの法案の一条の二に書いて
ございませう。通勤というものは、申し上げる
までもなく合理的な経路、方法によつて往復する
こととございませうから、その場合に合理的な経路
を離れて逸脱、中断といふことをきめてございま
す。その経路を離れて何かをする場合、そういう
ような場合には、その逸脱、中断いたしました以
後は、これは通勤行為として認められないわけに
ございませう。したがって、独身者が帰宅途上
において食事をするような場合、それは逸脱、中
断ではあるけれども、その合理的な経路、通常の
経路に復した後は通勤と見て、そこで災害が起
これば通勤災害と見ようといふこととございま
して、その食事をすることそれ自体、これは逸脱中
の行為でございませうから、したがつて、食堂に寄
る行為は通勤途上災害、その間の行為は通勤途上
災害にならない、こういうこととございませう。

○木下委員 いまの通勤途上の問題として聞いているわけじゃなくて、昼めしを食う問題を言っているわけなんです。これは昼めしを休憩時間中に食べるわけなんです。しかも食堂があれば食堂で食べるわけなんです。食堂がないためにやむを得ず事業所のすぐ近くの食堂に行くというの、もう一日の仕事を送行する上で必要やむを得ない行為だとこれこそ思っているのですが、そういう場合を違った扱いをするというのはどうかと思ふのですけれども、ひとつこの問題はよくお考えいただきたいと思ひます。通勤途上の問題ではありませんので……

そうしますと、独身者がそういうふうに仕事を終えて夕めしを食べる。これは独身者でなくても、妻帯者でもやはり夕食をするわけですね。これはうちでする場合が多いでしょうけれども、しかし、そうでない場合もあるわけなんです。特に最近では共働きが多いわけでありまして、若い人の間では共働きが一般のパターンになっているわけなんです。そういうしますと、仕事を終えて夫婦がそれぞれ仕事の帰りに食事をします。これは独身者だけの問題ではないと思ふのですが、どうでしょう。

○中村(博)政府委員 独身者以外で夫婦でいらっしゃる場合には、通常その住居において食事なさるのが普通の形態でございます。どうかへ食事に行こうという場合には、これは通勤の概念の逸脱、中断行為に当たると思ひます。しかし、たとえば奥さんが病気でどうしても食事をしなければならぬというふうな、言うなれば独身者の食事と同じような事態になれば、そういう特殊事情の場合にはやはり独身者の食事と同じように考えていくべきである、かように考えております。

○木下委員 一般的には、確かに言われるように、独身者でない場合は家庭で食事をします。わかるんですが、特にさっきから言いますように、最近では若い人でも共働きというのが普通のパターンになっていると思ふのです。そうしますと、二人が別々の職場で働いて別々に帰ってくる、おそ

い場合もあるということになってきますと、その仕事の帰りに食事をするというのは、これは独身者だけの問題ではなくて、夫婦の場合だって、別々にそういうふうな食事をすることが通常のケースになってきておると思ふのです。だから伺っておるんです。

○中村(博)政府委員 いま先生御指摘の場合には、これは確かに法律上夫婦になつておるわけでございますけれども、いまおっしゃったように、おのおの別なところにつとめていて、どうしてもその間に必ず食事を自分の住居に帰るといふような場合には、その食事をすることが必然だと認められるような場合には、これは必ずしも法律上婚姻しているからということのみをもつてきびしく取り扱うということはいたさなようにしたいと考えております。

○木下委員 それから、夕食のために食堂に立ち寄る場合のほかに、労働者はその仕事の帰りにいろいろ日常生活に必要なることをやっておると思ふのです。たとえば次の日の食事の材料を買いに行くとか、こういう行為も、必要最小限の必要やむを得ない理由がある場合、当然そういうこととして取り扱つていいように思ふのですが、いかがでしょう。

○中村(博)政府委員 いま先生御例示の場合につきましては、これは法律にも書いてございまして、前に、「日用品の購入その他云々」と、このようにございまして、したがって、あすの米を買い、あすのパンを買いというために通常の経路から逸脱する場合には、復帰後は通勤途上とする、こういうことに相なると思ひます。

○木下委員 その必要やむを得ない理由がある場合といふのは、通常は、これは特に一定のメルクマールといったものがつくられておるのかどうか知りませんが、労働力の再生産という観点から最小限度の必要な行為といふものがきめられるのではなからうかと思ひます。たとえば食事の再生産といふことだけを押えると狭いのではなからうかと思ひます。この問題についてはいろいろ議論がされておるわけでありますが、もっと広く社会通念上許されるパターンかどうかということが問題になるのではないかと、こう思ふのです。たとえば、私、具体的に聞きますが、小さな子供がおる、夫婦が共働きだという場合、保育所や託児所に預けておる共働き夫婦が朝夕必ず寄るわけですね。預けに行く、またもつて帰るこの行為、これも当然、その中途において事故が起つた場合には労災あるいは公務災害だと思ふのですが、いかがでしょう。

○中村(博)政府委員 子女を有する者が、託児所へその子供を預けなければ勤務を提供することができないような、いま先生がおっしゃったような場合には、住居から託児所へ寄つて勤務場所へ行く、その行為が合理的な経路である、かように考えたいと思ひます。

○木下委員 それから、たとえば選挙の投票に行くのは、いかがでしょう。

○中村(博)政府委員 選挙の投票に行くような場合には、これは公民権の行使でございますから、したがって、日用品の購入ではございせんが、「その他これに準ずる日常生活上必要な行為」の中へ読み込められる、かように思ひます。

○木下委員 そういたしますと、選挙のような行為、これは日曜日が多いと思ふのですが、しかし、日曜日だつて勤務する場合もあるわけですから問題になると思ひますが、選挙の投票のような公民権の行使に当たるような行為、こういうものは社会通念上も許容されるパターンとして含めるんだ、こう考えていいわけですね。

○中村(博)政府委員 これはあくまで、通勤途上災害における通勤行為といふものは、自宅を出て勤務のために勤務官署との間を往復する行為でございまして、したがって、その間に合理的な経路、方法によるということ、それから逸脱、中断をしてはならぬとか、逸脱、中断後は通勤途上と見ないというふうな規定があるわけでございますが、勤務官署へ行く途中で公民権の行使として投票するよう場合には、先ほど申し上げましたような「その他これに準ずる日常生活上必要な行為」ということの中へ読み込んでまいりたい、こういうふうに思ひます。

○木下委員 そういたしますと、選挙の公民権の行使といつた行為も含む。労働者は勤務の帰りにいろいろなことをやっておる。特にたとえば夜学に通つておる労働者もいると思ふのです。夜学に通つて、夜学で何時間もやつたそのあとのことをどうしようといふことは、これは私もこの場合聞きませんけれども、しかし、たとえば勤務先から勤務を終えてすぐに夜学に行く。当然、教育の権利というものは国民の権利としてあるわけでありまして、そういう場合には、これも一種の公民権の行使だと思ひますが、特に最近では働く人たちがこのように夜学に行つておる若い人たちが、これは少なくとも仕事を終えて、それから夜学に行く、その間の行為、これは含められて当然だと私は思ふのです。公民権の行使、選挙権の行使が含むとすれば、これも含まれると思ふのです。いかがでしょう。

○中村(博)政府委員 夜学に通う場合には、これはたとえば研修のために通うことを命ぜられておるとか、あるいは官の負担においてあるものを修得するためにそのような学校に通ふというように命ぜられておられます場合は、それは夜学に行くことは公務でございまして、その途中で災害を受けければ公務上になるわけですね。しかし一般に、自己の意思に従つて学校へ通つておるというふうな場合には、これは勤務のため往復する行為でございせんので、したがってその場合は通勤途上にはならない、かように考えております。

○木下委員 そうしたら、いまの選挙権の行使、これは、使用者から命ぜられてだれだれを投票せよといつて投票に行つた、その場合だけになるのですか。そうでなくて、いまあなたが言われたのは、全部公民権の行使として選挙権の行使はなるのだ、こう言われたわけでしょう。だから私は、

それとの関連でお尋ねしているのですが、そういうふうな選挙権の行使が含まれるとすれば、夜学の場合だって含まれるのではないかと。

○中村(博)政府委員 選挙権の行使の場合には、これは逸脱、中断を論じます場合の「その他これに準ずる日常生活上必要な行為」と見よう、こういうことでございまして、夜学へ通うという場合には、その学校はいかなる意味においても勤務官署ではございません。先ほど申し上げましたような例は別でございまして、先ほど申し上げたような例以外の場合には、勤務官署ではございせんから、したがって、学校から自宅へ帰る行為、この行為は通勤行為じゃないということを申し上げたわけでございます。

○木下委員 いや、私が聞いているのは、そのことは聞いていないのです。聞いていないことをあなたはお答えになるのですが、私が聞いているのは、仕事を終えて勤務先からその夜学校に行く行為、これはどうかと聞いているのです。

○中村(博)政府委員 それは通勤行為でもございませぬ、かつ、その公務上をもって論ぜられる官の支配下、管理下にある行為でもございませぬ。

○木下委員 その問題についてはよくお考えいただきたいと思うのです。それはあなたは、選挙権の行使は日常生活だ。選挙権の行使というのを日常生活の範疇に含めることは、私はむしろ異な感じがするのです。むしろ若い者が夜学校に通うというところこそ日常生活だと思ふのです。特にこれは、憲法が保障しておる教育を受ける権利、この教育権の行使でありますから、当然な権利の行使であります。だから、選挙権の行使と特に差別をして、これだけを違ったものとして扱うという合理的な根拠、理由というものはないように思うのです。これはいろいろ言われますので、ひとつよくお考えいただきたいと思ふのです。ちよつと疑問に思われるでしょう。どうですか。

○中村(博)政府委員 私は、その公民権の行使の場合と、それから二十六条の教育を受ける権利の行使といえますか、その後者の場合、夜学へ通う行為がそれに当たるかどうかは、私はやや疑問に思つてございます。しかしこれは個人的な見解でございまして、いずれにしても、先生の御指摘のようないろいろなデリケートな事例があるわけでございます。こういう事例は、いま申し上げておきますのは、現在を考へておるということでございます。これはやはり、社会情勢の変化なり、あるいはまたいろいろ行政実例の積み上げなり、あるいは裁判例の積み上げというふうなことでございまして、現在の公務上、外という概念が、そのような経路をたどりましてだんだんとはつきりいたしましたように、やはりある程度、いま申し上げましたような社会情勢の変化等々による実例の積み上げ、それによつてだんだんコンクリートになるべきものであらう、かように考えます。

○木下委員 大出議員から質問のあったことですが、通勤途上の災害による休業の場合の身分保障、給与上の取り扱い、あるいは職務復帰の場合の昇給延期回復措置、期末手当の支給額、こういった問題についてどのような運用をしていくかということでありまして、午前中の回答を伺つておりますと、結局、私傷病並みの扱いをするというふうな聞いたのですが、私は、このような不当なばかげた措置というものをとらずに、公務災害並みの取り扱いをすべきだと思ふのです。これはもう大出議員との間に問答が繰り返されておるわけでありまして、私傷病の場合は、給与法に基づいて、休日、日曜日を含んで九十日以内、俸給を減額しないで病氣休暇をとることができる。さらに長引いた場合に三年間休職することができ、このうち一年間は百分の八十の俸給等を受けることができることになっております。二年目からは無給の扱いがされることになるわけでありまして。最近のモーターゼーションによる交通事故は深刻な被害をもたらしておるのであります。むち打ち症などの後遺症も起こる可能性が多くなりまして、九十日以内で完全に職務につけるといふ保証はないわけでございます。こうした問題について私傷病扱いというのはいくらも合点がいきません。もう一度端的に、簡単にけつこうですか、私傷病扱いにするというこの理由を言つていただきたいと思ひます。

○尾崎政府委員 今回、通勤途上の災害によりまして欠勤をしたという場合につきまして、従来、私傷病扱いであつたわけですが、この法案によりまして準公務というふうな扱いになつてくるといふことになるわけでございますが、そのなつた場合に給与上の措置としてどうしたらいいかという点が一つの問題点でございます。そういう今回の性格づけから申しますと、直ちに公務というわけにはこれはまいらぬと思ふのでございまして、準公務という関係をどういふふうに扱っていくかという点は、全く初めてのケースでございます。ですので、民間における状況等をよく見守りまして最終的な結論を出したいというふうに考えております。

○木下委員 それでは伺ひますが、私傷病の場合は、その扱いというのは公務災害の場合に準じておるのでしょうか。質問わかりませんが、私傷病の場合にどういふ取り扱いをするか。これはちゃんとした制度があるわけでありまして、私傷病の場合には公務災害としての扱いに準じているのですか。

○尾崎政府委員 私傷病と申しますのは、公務的じゃなくて私的な傷病という意味合いで申し上げておりました、公務的じゃないという概念で考えておるわけでありまして、公務災害には準じていないわけですね。

○尾崎政府委員 したがって、全く私的な原因によるところの傷病ということでございますか。

ら、もちろん公務上の扱いではございませぬし、一般の休んだというケースに相当するわけでございます。

○木下委員 そうすると、その通勤途上の災害を公務上災害に準じて扱う。私たちは、準ずるといふことは不当であつて、これは当然みなすべきだといふことを言つておるわけですが、しかし、あなたの方の見解によつても、これは準ずるのだという立場でしょう。通勤途上災害は公務上災害に準ずる、そういうことを言われながら、一方において私傷病と同じ扱いをするというのはいくら意味なんですか。

○尾崎政府委員 いま申し上げましたように、従前から私傷病扱いとしてまいつておりました、特にこれによつてどうするといふ結論をまだ出しておらないわけでございます。これは民間におきまして、やはり、業務上に準ずるといふ扱いを今後どのようにやっていくかという点をよく見守りまして、それをよく調べて、私のほうの関係も最終的にきめたいという気持ちでございます。

○木下委員 そうしますと、いまのところは、どのような扱いをするかということはまだきめてられない、民間等の扱いも見ながらこれからひとつ問題を検討していこう、こういうふうな聞いていいのですか。

○尾崎政府委員 当面は、先ほど申しましたように、従前、私傷病扱いということをやつておりますので、そのままの取り扱いとして一応してございまして、民間における扱いを十分調査いたしまして、それによつて最終的な結論を出したいというふうに考えております。

○木下委員 わかりました。私はもうすでにおきめになっているのだと思つてお尋ねしたのですけれども、けつこうです。

ただ、一つ要望いたしておきたいことは、これはもう通勤途上災害というものを公務災害に準ずるんだということで、あなたの方のほうでは確定しておられると思ふのです。そうすれば、そういう前提に立つて考える以上は、当然これは公務災害

並みの取り扱いをするべきだ、少なくとも公務災害に準じた取り扱いをするべきで、公務災害に準じていない私傷病の扱いをするということは、私は法制度のたてまえからいましておかしいことになる、こう思うのであります。ひとつよく御検討いただきたい。

それからもう一つお聞きしたいのは、これも大出議員から聞かれたことでありますので簡単にいたしますが、公務災害に対する一時見舞い金についてであります。

現在、この公務災害による死亡または重度障害に對しまして、年金の前渡しとして四百日分の一時金を支給する制度をとっておるわけでありす。民間で見られるような一時金支給制度ではこれはありません。浅間山荘事件で殉職しました警官に一千万円の見舞い金の支給が行なわれておりますが、これは警察庁と総理大臣の特別の見舞い金であるというふうに聞いております。公務災害制度とは違ふものであります。公務員が危険な職務を遂行して、そのために死亡したりあるいは重度障害になったりした場合には、当然見舞い金を支給するのが筋だと思います。人事院としまして、一時見舞い金の制度化についてひとつ積極的にお進めいただきたい、特に要望をしておきたいわけでありす。この点は午前中もお答えがあつたわけですが、このことを特に要請いたしておきます。

公務員が公務遂行中に事故にあつたり死亡したケースはたくさんあるわけでありす。たとえば川崎での地すべり実験中の事故。このときは、民間の報道関係者は一千万円の一時見舞い金が出されておるのに、公務員にはこれに対応するものが全くなかったというふうに聞いております。新潟で起こった港灣しゅんせつのためのしゅんせつ船が機雷に触れて爆発した事故、こういふふうな事故が起つております。そしてまた、労働基準監督官のように危険な職場に入らざるを得ないような業務の労働者、気象庁の職員のように台風の最中にも測候をやらなければならないような労働者、こうした危険を承知で日夜働いている公務員も多いわけでありす。私は、労働者の命は金にかえられないにいたしまして、当然労災保険の法定給付のほかは法定外給付をしては民衆の制度のよい面を公務員労働者にも当てはめて民間労働者との格差をなくすように、人事院としても早急に結論を出していただきたい、こういふふうに要望するわけでありす。特に何かございましてお答えをいただきたいと思ひます。

佐藤(逓)政府委員 大体午前中に私どもの気持ちをお述べたのでありますが、現に民間における法定外給付の調査研究中もございすし、それとあわせて、午前中申し上げたような心組みでその解決に臨みたいと思ひます。

○木下委員 最後にもう一つ伺ひたいのですが、あとでこれは中路議員のほうから行政職(二)の労働条件等についての質問をいたしますが私は、いま神戸税関の問題になつておるのではありませんが、輸出部の総務第二部内で働いておられます岩根勝子という人の問題について聞きたいのであります。

岩根さんは、昭和三十三年四月一日に入閣して以来、今日まで十五年以上も行(一)と同じ仕事をしておられます。ところがこの身分は行(一)のまま置かれておるのです。これは人事院のほうも御存じのことと思ひますが、一体なぜなのか。そしてこういふ場合には当然行(一)としての取り扱いをすることができるとは思ひますが、また、するべきではないか、こう思ひますが、いかがでしょうか。

○尾崎政府委員 どういう俸給表を職員に適用するかという問題でございす。これは給与法に基づきまして、職員のやつておる仕事のおもな仕事を中心にしまして、どの俸給表を適用するかというところを定めるわけですが、この点につきまして、各俸給表の適用範囲というのがきめてございまして、それに基づきまして、各省庁におきまして、法律、規則の規定に基づきまして適切にきめていただくというたてまえになつておるわけでありす。

○木下委員 そういたしますと、いまのような扱いについては、神戸税関において神戸税関長がきめるべき権限を持つておることですか。

○尾崎政府委員 法律には各省庁の長という形になつておるわけですが、大蔵省内部において税関に委任しているかどうかという点はあろうかと考えます。

○木下委員 わかりましたが、いまも質問したまま一つ一つの点ですが、十五年以上にもわたつて、これはほかにこういふ例があるかどうか知りませんけれども、もともと行(一)の仕事をしていゐるのです。つまり事務職の内容の仕事をしていゐるのです。この人は何回も配置転換になつていゐるのです。この人が配置転換になつたあとの仕事といふものはやっぱ行(一)の人が来てやつておるし、また、この人の行くところの仕事の前任者は行(一)の人だつた。そういう事務関係の仕事なんですよ。ところがこの人だけは行(一)の職にとどめられておる。これはどうしてと理解したいのです。また、どういふ理由があるのかもわかりませんけれども、こういふのは当然行(一)に改められるべきことではないのか。これはいかがでしょうか。だれがやるかという権限はさき言われましたけれども、もともとこういふものは行(一)として扱ふべきものではないのか。

○尾崎政府委員 法律には、行政職俸給表(二)の備考に、「この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する」と、ほかに人事院規則の九一二というのが出されておりますけれども、これに相当しているかどうかという判断の問題にならうかと思ひます。実際にその方がどういふ具体的な仕事をしていゐるかという点によりまして、この俸給表の備考から判断していただくということになるわけでありす。

○木下委員 そうしますと、その問題はそういう判断の問題がありますけれども、行(一)の仕事であるとするれば、行(一)の職にとどまつておるのほうがいいというところで、確かにめつておきます。

○尾崎政府委員 文字どおり行(一)の仕事をしておれば行(一)の俸給表を適用すべきであるというふうな考えです。

○木下委員 けつこうです。これで終わりますが、最後に一つ。これも大出委員から要望のあつたことでありますので、詳しく申しません。

人事院に對しまして、給与勧告の基礎作業につきては、これは国公共関係をはじめてとしまして公務員労働者のいろいろな要求や要請もあつたことと思ひます。ひとつこうした要求や要請を十分に検討されまして、これに沿つた勧告をされるように私からも要望をいたしまして、質問を終わります。

○加藤(陽)委員長代理 鈴切君。

○鈴切委員 私、国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案についての若干の質問をいたしたいと思ひます。

まず初めに、近ごろの都市を見てみると、たいへんに超過密化されている現在、そしてまた土地の価格の暴騰によつて非常に通勤の遠距離化という問題が大きな問題になつてきておるすし、それからまた、交通事情の悪化という問題によつて、労働提供のための通勤途上における危険度といふものは一日と増大をしておる現状であります。通勤途上の災害の発生件数も相当な数にのぼつてきておる。これら通勤途上の災害については、国家公務員災害補償制度以外の諸制度によつて若干カバーはされておりますけれども、被災者にとつて、少なくとも業務上の災害の場合に比べて大きな差が生じているため、何らかの手段を講じなくてはならないということがたいへんに長くから論議されてきております。国会においても昭和四十年の衆参両院本会議におきましてこの質疑応答がされておりますけれども、その以前の昭和三十六年からこの問題が一つはとらえられて

きております。各種の委員会において、附帯決議、あるいは労働大臣の諮問機関の通勤路上災害調査会の報告書をもとに、約十年間というものはこういう形でいろいろ論議をされながら一応の成果を見ようとしております。

そういう意味において、この問題についてはたいへんに前向きである、私はそのように判断をしておりますが、人事院が本年の三月一日に国家公務員災害補償法の改正に関する意見の申し出を行なうに至った背景には、通勤路上災害調査会の報告が大きなウエイトを占めておったということとは間違いない事実でありますけれども、まず最初に、労働大臣の諮問機関である通勤路上災害調査会の審議経過について伺いたいと思います。

○石井説明員 通勤路上災害につきましては、先生御指摘のとおり、非常に長い間の議論がございました。労働大臣といたしましては、昭和四十五年二月に通勤路上災害調査会をお開き願いました。そこで約二年半の非常に長い議論をいたしました。この調査会は、労災補償審議会の公労使の委員、それから労働基準審議会の公労使の委員、この方々に参加をいただきまして、すなわち公労使三者構成の調査会でございます。

そこで、この二年半にわたりました非常な議論がございまして、その議論の大部分を占めましたのは、そのほかに調査研究もございましたけれども、先ほどから議論になっておりますような、いわゆる通勤路上災害を業務上災害という形でとらえるべきか、あるいは業務上外でとらえるべきか、この論争でございます。労働側は、現在の近代的な社会、あるいはこういうように交通が非常に遠隔化する社会におきましては、通勤がなければ業務の提供はあり得ないという観点から、これを業務上災害として位置づけるべきである、こういう議論を強調されました。これに對しまして使用者側は、現在の労災保険の業務上災害というのは、使用者の無過失責任の法体系を基盤にいたしまして、いわゆる業務の事由による、業務に基因する災害、さらにまた業務遂行中の災害に對して

使用者の責任においてこれを補償をする、こういう体系でございまして、したがって、その裏には、使用者が災害を予防しこれをなくす努力が得る一つの基盤がその背景になっておるわけでございます。これに對しまして、通勤というのはなるほど業務と密接な関連はあるけれども、使用者の無過失責任の体系の中に入れることは、交通災害について使用者がこれを防止する手段というのは非常に困難でございまして、このことから、現在の法体系のもとではこれを業務上とするとは相いれないものである、こういう主張でございます。これが約二年半にわたりました延々と続けられた基本的な対決点であったわけでございます。

しかしながら、そういうことでなかなか進展をしなかつたわけでありまして、先ほど先生から御発言がございましたように、国会においては附帯決議がなされた、あるいは通勤路上災害が非常に広まりと質的な深まりを示してきている、国民がそれを非常に要望しているという実態がございまして、そこでこの調査会におきましては、この際、そういった基本的な問題はあっても、実際問題として現在通勤災害だけがした、あるいは不幸にして命を失った方々をどういう水準でいかに保護すべきかがまず先決ではないか、こういう議論が出ておりました。その議論が非常に進展をした契機になったわけでございます。

そこで、いわゆる業務上、業務外という問題については、ある意味ではたな上げというより一つの形をとったわけでありまして、その中で急速に進展をいたしまして、制度の中身あるいは法の内容、費用の負担といったような問題に議論が集中したわけでありまして、その結果、調査会におきましては大体四点にわたるひとつの理論づけを行なったわけでございます。

一つは、現行労働法上あるいは労働基準法上におきましては、通勤路上災害は一般に使用者の支配下にはないわけでありまして、これを業務上の災害としてとらえることは困難であるという一つの考え方でありまして、しかしながら現在の実態を

見ますと、通勤はやはり大多数の労働者にとりまして業務を提供するというために行なう行為であります。それがやはり、一定時間あるいは一定の経路を必然的にとっているという一つのパターンが形成される、こういうことでございまして、いわゆる私生活上のレジャー的なものとは純粋に区別されるべき業務と密接な関連のある一つの行為である、この点についてははっきり確認をせざるを得ない、こういうことであります。それから第三の問題は、通勤路上災害の性格につきまして、現在の社会全体の立場から見ますと、産業の発展とか、都市化とか、そういったことからくる社会的な危険である、それは個人的な責任あるいは個人的な注意によって避けることのできない社会的危険であるという考え方でありまして、それから第四は、このような形をとります場合に、その水準、内容につきましては、やはり労働者でござい

ますから、現在の労災保険と同じように、あるいは傷ついたりされた場合にはできるだけ早く社会復帰をする、あるいは職場につくということを目的とすべきであるということでございます。その意味におきましては、労災保険の水準、内容と全く同じにあるべきである、こういう四点の立論をいたしたわけでありまして、業務上災害としてとらえることは困難でございまして、その内容あるいは水準につきましては、労災保険と全く同じ、あるいは準ずるものとして取り扱うべきである、こういう結論になりました。公労使全員一致でこれが採択された、こういう経過をたどっております。

〔加藤陽子委員長代理退席、委員長着席〕
○鈴切委員 調査会の構成メンバーである労働者側と使用者側の意見が平行しておつた、しかしその上に立つて、言うならば、実際問題として通勤路上の災害を受けた方々は非常に不幸な状態にあるという見地から、調査会としては結論として全会一致でこの報告書を出した。私これは非常に大きな前進だと思つたわけだけれども、いまこのような状態で交通事情が非常に悪化しておる中

で、それじゃ通勤路上の災害というものがどのような状況下であるということを知っておくということは、やはりたいへんに必要な問題ではないかと思うのです。

通勤路上の災害の実態については、たしか昭和四十六年度にその調査をされておるわけでありまして、その内容について少しお聞きしたいわけがあります。その昭和四十六年度に調査されている通勤路上の災害の実態、すなわち通勤路上の災害を受けられた方々、その中で公務上の災害として認定された方はどのくらいいるか、その数について少しお聞きしたいと思います。

○中村(博)政府委員 私のほうで、四十六年の四から六月までの三月月間をとりまして、職員数十人以上の官署に勤務する公務員につきまして通勤災害の状況を調べたわけでございますが、その期間中に通勤災害を受けられた方は五百十人でございます。これは出勤時が三百人、退勤時が二百十人でございます。職員千人当たりの災害発生率に直しますと〇・七でございます。これを補償法の適用職員の百十一万に換算して推計いたしますと、一年間の災害を受けられる方の数は大体三千人前後ではなからうか、かように考えておるわけでございます。

なお、通勤の手段別に見てみますと、総体の四五〇近くが原動機つき自転車または自転車の利用中でございます。その次に自動車の利用中が三〇で続いてございます。そういうような状況であります。

○鈴切委員 出勤時と退勤時との災害発生状況はどうなっておりますか。

○中村(博)政府委員 いま申し上げましたように、出勤路上では五百十人のうち三百人でございます。それから退勤時が二百十人でございます。かようになっております。

○鈴切委員 昭和四十六年度の調査結果を見ても、いま一般職の国家公務員が七十二万七千人、四十六年の四月から六月までの三月月間に受けた通勤路上災害の被災者数が五百十一人というこ

とになると、補償法の適用職員は約百十一万人いますから、換算すると、あなたも言われたように一年間約三千人、こういうことになるわけですが、これを考えあわせると、公務上の災害が通勤災害かの認定によって、被災者の補償にあまりにも差ができてしまうと思うのですけれども、その認定基準となる通勤の定義というのは、どのように考えておられますか。

○中村(博)政府委員 通勤の定義につきましては、御審議願っております改正法の一条の二に詳細に定義してございまして、「通勤」とは、職員が勤務のため、住居と勤務場所との間を、合理的な経路及び方法により往復すること、こういうことで、なお二項に中断、逸脱についてこの規定があるわけでございます。したがって、その一、二項をあわせましたものが通勤という概念でございます。

○鈴切委員 この中に、「日用品の購入その他これに準ずる日常生活上必要な行為をやるを得ない事由により行なうための最小限度」ということがありますが、実際にこれを具体的に言いますと、どういふことになるのでしょうか。

○中村(博)政府委員 この点は、先ほど申し上げましたように、いろいろな問題があり得ると思えますけれども、私どもが現在考えておりますのは、日用品の購入の場合に、その日用品とは、先ほどちょっとお話し申し上げましたように、あすのパンとか米等々、それから下着とかシャツとか、そういったものを日用品というわけでございます。したがって、職員またはその家族が日常生活の用に充てるためしに購入するような物品をいう、かように考えておるわけでございます。その他これに準ずる日常生活上必要な行為をやむを得ない事由により行なうための最小限度のものであるということなんでしょうが、「その他これに準ずる日常生活上必要な行為」といいますのは、先ほど御説明申し上げましたように、独身職員が夕食に立ち寄るといふような場合であるとか、それからその場合さらに、「やむを得ない事由により行なうための最小限度」という場合でございますが、「やむを得ない事由」といいますのは、たとえば、きょうじゅうに通勤途上であつてもそのようない日用品の購入、ないしはこれに準ずる行為をしなくてはならぬという必然性があるといふふうに解しておるわけでございます。ただし米などにつきましては、その日の夕食の米でなければいけませんというものは申しませんので、必ずしもその日でなければならぬというよりなきつゝ考えは持つてはございません。

それからなお、先生御指摘のように、「最小限度」といふ点につきまして、これは非常にきつという御印象をお受けになると思ひますけれども、これは実質的には、要するに日用品の購入等のために必要な、合理的あるいは社会通念上受当と認められる時間、距離等による逸脱、中断といふふうに御解釈願へばよろしいんじゃないか、かように考えております。

○鈴切委員 それでは具体的に、この中にあります、職員が往復の経路を逸脱したり往復を中断した場合に、その逸脱または中断の間及びその後の往復は、この法律案にいう通勤とはしないとしております。いわゆる「逸脱又は中断の間」といふのが、具体的にどういふことを「逸脱又は中断」といふふうに考えておりますか。

○中村(博)政府委員 一般的に逸脱といふのは、出勤あるいは退勤のため、つまり通勤の目的とは関係のない目的で合理的な経路からはずれる行為をいうわけでございます。

それから中断という場合には、合理的な経路上におりますけれどもなお通勤目的から離れる場合、これを中断と称するわけでございます。そこで例でございますけれども、たとえば逸脱の場合には、通勤途上において、夜桜見物とか、あるいは観劇等のために劇場へ寄つた、あるいはそういう公園へ寄つたりする、これは完全な逸脱でございます。したがって、そのような行為がありましては、通勤経路上に復してしまつても、これは通勤という概念にはならぬ、中断されてしまふ、こういうことでございます。それから中断という場合、たとえば、通勤途上において、夜桜見物とか、あるいは観劇等のために劇場へ寄つた、あるいはそういう公園へ寄つたりする、これは完全な逸脱でございます。したがって、そのような行為がありましては、通勤経路上に復してしまつても、これは通勤という概念にはならぬ、中断されてしまふ、こういうことでございます。

まう、こういうことでございます。それから中断というものは、たとえば合理的な経路のところで、ちよつと例は悪いかもしれませんが、大道着に與じたような場合、これは中断、かように考えております。

○鈴切委員 そうしますと、たとえばマージャンをしたり飲酒をしたりするということは、これは逸脱かあるいは中断かということに該当するわけですか。

○中村(博)政府委員 大体、さように考えていたでいて間違いないものと思つております。

○鈴切委員 ところが、通勤途上において食事をすると、しかし飲酒というものについて、常に晩さる。日一ぱい飲んで帰るとも考えられるわけですが、これは飲酒と帰るといふ場合にも、やはりこれは逸脱とか中断とか、そういうことに該当するのでしょうか、毎日の行為の中に含まれた場合、確かに、途中で飲んで酔つぱらつてしまつて、そして災害をこうむるということ、ちよつと私もそういうことは逸脱しておると思うのですけれども、しかし、毎日一ぱいひつかけては帰るといふ事態においてなつた場合には、どうなんでしょう。

○中村(博)政府委員 非常にむずかしい例をお出しになりましたのでございますけれども、これは先ほど申し上げましたように、基本的には、社会情勢の変化なりあるいは行政実例の積み重ねといふことでございまして、それを待つて体系的に整理をしたいといふことでございまして、したがって、その場合に、たとえば独身の職員が食事をする場合、そのときに酒を一ぱい飲んだからだめかといふことはちよつと考えないほうがいいんじゃないかな、かように感じてございます。

○鈴切委員 通常の通勤経路であればいいわけですが、通常の通勤経路以外の場合で物を購入して通勤経路で事故にあつた場合、たとえば仕事の上で必要な物の購入をして、ちよつと命を命をされた場合、これは公務災害になるわけですね。ところが、命令をされなくて私

的に、日用品の購入は必要である、そのように判断をした場合において事故を受けた場合には、これはどういふふうになるのでしょうか。

○中村(博)政府委員 これは先ほど来申し上げておりますように、日用品の購入をたゞは通勤途上においてするといふ場合には、この法律案にも出でございまして、しかも先ほど申し上げましたように、たとえばテレビを買ふとか冷蔵庫を買ふなどという場合には、お米とかくつ下とか下着とかをお買いになるという場合には、その合理的な経路からの逸脱、中断がございしても、その合理的な経路に復した後はこれは通勤と見る。復した後に起こつた場合でございまして、そういうことでございまして、そのように現在では考えておるわけでございます。

○鈴切委員 仕事の上で必要な物を買ふときに、命令によつて買つていらつた場合場合には公務災害になりますね。しかし本人が、これは仕事に必要なものなんだという判断に立つて買つた。その途中で事故が起きた場合には、それはどういふふうなあれになりますか。

○中村(博)政府委員 先生のおあげになりました例のような場合には、これは明示の職務命令が出ておりましたら一番はつきりするわけでございますが、一種の善意行為的に、何かを仕事の必要だといふので買ひに行つた場合、これは現在の例では公務外になります。

○鈴切委員 それは買った品物が確かに会社の必需品であつた。本人の意思によつて必需品を買つた。会社のほうは当然、これは会社のほうで必要な品物を購入してくれたなと思つておつたやさきの、いわゆる通勤途上における災害の場合にはどうなるのか。

○中村(博)政府委員 民間の場合は別でございまして、公務員の場合にはやはり予算の執行でございまして、物品購入等の場合にはその手続をしなければならぬわけでございます。したがって、そういう手続が事後といひますか、直近においてなされるような場合、この場合に事故

が発生いたしました場合には、あるいは公務上と考えられる場合もあり得ると思ひます。しかし、やはり最終的には物品購入という成規な会計上の手続を経た場合が一つの大きなメルクマールになるのではないかと、かように考えておるわけでございます。

○鈴切委員 このところ非常に交通事情が悪いわけですが、電車の事故とか、あるいはストなんかがあった場合、通常の経路をたどつての通勤が不可能な場合も往々にしてあります。そうした場合には、ストとかあるいは事故とかいうことでどうしてもやむを得ない事由になるわけですが、それでも、それで別な経路をたどつて、そしてその途中において災害をこうむつたという場合においては、これはどういふふうな関係になりますか。

○中村(博)政府委員 法律案にございます合理的な経路というものの見方でございまして、一番わかりやすいのは、たとえば定期券を利用してあります者が、定期券に表示された交通機関を利用して、かつ経路をたどるといふような場合が原則的なものであらうかと思ひます。しかし、さういふに狭く解しておるわけじゃないで、いま先生おっしゃいましたような、電車事故とかあるいは道路工事等々のために、そういった通勤事情によつて特例的な経路をとる場合、その場合も合理的な経路と考へます。それから、たとえばマイカー通勤者がガソリンが切れまして、ないしは足りなくなつたおそれがあつてスタンドへ寄るといふような場合、これもいづれも合理的な経路と考へてよいではないかと、かように考えてございします。

○鈴切委員 たとえば、こういうことは少ないかも知れませんが、日曜日に命令によつて出勤をしろという資料が必要だから、日曜日に少なくともその提出するための資料をつくつてもいい、こういうふうな要望があつて、命令的に言われた場合、Aは自分がそれを遂行するにはあまりにも手不足であるためにBに頼んだとしま

すね。そうした場合、Bは命令を受けてないわけですが、命令を受けたAを通じてBにその話があつた場合、A、Bが通勤途上において事故を受けた。そういう場合には、A、Bはどういふふうなあれになりますか。

○中村(博)政府委員 その場合に、まずAのほうにつきましても、これは勤務を要しない日曜日にある仕事をせよという、これは明示または黙示の命令があるわけでございますので、これは全部公務上でございます。その場合に、いま先生がおあげになった場合は非常にむづかしいのでございしますけれども、Bの場合でも、そのような行為を黙示的に管理者が認めておると見られるような場合、この場合にはこのBの行為も公務上になるかと思ひます。

○鈴切委員 何だかんだといへんにむづかしい繁雑な作業が必要だし、また見解等が必要なんですからけれども、結局は通勤途上の災害を公務上の災害と認めれば問題はないわけですが、しかし、その通勤途上の災害を公務上災害とでき得なかつた理由というのは、どういふところにありますか。

○中村(博)政府委員 これは、先ほど労働省のほうから通勤災害調査会での御議論の御披露がございましたけれども、やはり結局、通勤という行為は使用者の支配管理下でない、したがつて、たとえば危害防止のすべからず、どの電車に乗つてくるかわからぬのですから、私鉄まで全部危害防止責任を負うわけにもまいりませんから、したがつて、そういう点から支配管理性という原則でこれを断ち切つて、一方は公務上とし、他方その支配管理性のないものでも、先ほど来御発言のような通勤事情その他勤務との密着性という点に着目して通勤災害というものがそれにつけ加わつておるわけでございます。そういう点の分け方じゃないかと思つております。

○鈴切委員 ただいまのお答えですと、使用者の支配下にある災害については使用者が補償をしようという考え方のようでありまして、し

通勤があつて初めて勤務の提供がされるわけですが、通勤は即勤務そのものではないかと思ひます。けれども、勤務遂行の一つの流れの中に通勤があるのではないかと議論もあらうかと思ひますけれども、そう考へてくると、通勤もやはり私は勤務と考へるべきではないかというふうに思ひます。その点ももう少し明確に……

○中村(博)政府委員 通勤が公務そのものであるという観念はちよつとむづかしいのではなからうかと私は思ひます。かりに勤務の提供というものと関係があるとしたすれば、住居へ帰つて寝ることも、これはあすの英気を養うためですから、勤務の提供でございます。そうしますと全部広がつてしまふ。とてもそれはカバーできない、こういうことに相なりますので、やはり先ほど来申し上げておりますような通勤の定義を用ひまして、その限度内において現在妥当と認められる範囲内におけるものを通勤災害として救済していく、こういうことがやはり一つの方法ではなからうか、かように思ひます。

○鈴切委員 通勤による災害にかかる補償等の種類、支給事由及び内容については、提案理由の中に「公務上の災害に係るものに準ずること」としてありますけれども、この準ずる」といふことはどういふことでしょうか。

○中村(博)政府委員 おっしゃる通りに「準ずること」となつておりますけれども、それは、「通勤による災害に係る補償等の種類、支給事由及び内容」これが公務上の災害に係るものに準ずる、こ

ういふように提案理由ではなつてございします。したがつて、たとえば、療養補償でございますとか、休業補償でございますとか、障害補償、葬祭料、遺族補償、そういったものは全部本条の災害補償の場合の補償、これと同じでございます。ただ違ひますのは、一部負担金が職員の場合に二百円を限度としてある、この点だけでございます。

○鈴切委員 「公務上の災害に係るものに準ずる」によつて、私は他の制度との差が著しく出てくる

のではないかと思ひますけれども、たとえば、一般職の職員の給与に関する法律の第二十三条「休職者の給与に記されていること、公務上負傷しての休職者には給与の全額支給が行なわれますけれども、公務災害と認められない場合には、種々異なつた支給になつてゐるわけですが、これを考え合わせますと、単に補償法の一部を改正するということでは「公務上の災害に係るものに準ずる」といふ、あたかも公務上の通勤途上とはさほどの違いがないような考え方の方よりでありまして、確かに今度の提案された補償法に關してはいえは大差はないようでありまして、他の諸制度、すなわち給与法あるいは退職手当法との差はやはり歴然としておるわけでありまして、この点はどういふふうにお考えでしょうか。

○中村(博)政府委員 ただいま申し上げましたように、補償の体系の中では、その種類、支給事由、内容を準ずる、こ

ういふような理由説明になつておるわけでございます。いま先生申されましたように、たとえば給与上の処遇をどうするかという問題は、先ほど総裁、人事局長から御答弁申し上げましたが、これは補償とはちよつと別になつておるわけでありまして、給与上の処遇をどうするかという点で、そのような観点からいろいろ検討をすべきである、こ

と、実際にこれは同じじゃないかという考え方のほうが正しいのじゃないかと私は思うのですけれども、その点についてはどうなんですか。

○中村(博)政府委員 たとえば時間を示しましてその間に勤務につくことを命ぜられた場合とございますように、たとえば、早出したりあるいは残業を命ぜられた場合、そのような場合には、これは公務員は、緊急のために民間と違つたいろいろな仕事があるわけございまして、しかもその公務員の場合には、超過勤務を命ぜられればこれに従わなければならぬという、公務の特性からくるいろいろな制約がございまして、したがって、そのような特性を考へてこのような制度が現在行なわれておる、かように御理解をいただきたいと思ひます。

○鈴切委員 西ドイツの例をとつてみますと、労働災害に関する責任は、もっぱら同一業種の事業主の団体である同業保険組合が負うというふうになつております。それでこの同業保険組合の労働補償責任は、個々の事業主の責任。保険者の責任としてではなく主として事業主の集団責任に基づくという西ドイツにおける通勤途上災害制度をどのように考へておられるか。またわが国でこういうふうなことを導入するという考へ方はないのかどうか。それについて……

○皆川政府委員 西ドイツの場合は、公務員について考へますと、いろいろな問題になつておりましたように、公務災害に準じた取り扱いになつてゐるようございまして。その点は、先ほど労働省からこの答申がでます経過についてお話をございしましたように、各国いろいろな条件のもとにこういう制度がでか上がつてゐるのであります。日本の場合には今日まだそこまできていない。これはやはり、いまのたてまえのもとにおいては、公務災害と全く同じにはできない、こういうことになつたわけございまして、お話のように、西ドイツの例があることは私たちも存じておるわけございまして、現在の日本の公務災害なりあるいは労働のたてまえ上からすれば、ここに

差別を設けるのもやむを得ないと考へておるわけございまして。

○鈴切委員 最後です。総務長官にお伺ひしますけれども、このようにして、長い間、通勤途上におけるところの災害の問題については、労使の考へ方の違いというものがずっと続けられてきたわけでありまして、労働大臣の諮問機関である通勤途上災害調査会、これに大体報告を得て、そしてなお衆参の国会においても、通勤途上の災害については何らかの適切な処置をとるべきであるという附帯決議等も加味してこの問題が大きく取り上げられてきたという事は、これは私は非常に前進である、そういうふうに思ふわけでありまして、しかし、先ほどから論議が続けてきた中に、かなり微妙な認定、あるいはそういう運用というものが、私はあるかと思ふわけでありまして。この運用、認定等については、ぜひともひとつ前向きに取り上げるという方向を考へながら、こういう不幸にして災害にあつた方々に対して十分手厚い処置をしていただきたい、このように思ふわけでありましてけれども、総務長官はそれについてどのようにお考へになつておりますか、最後にお聞きします。

○坪川國務大臣 いま御指摘になりましたように、公務員の通勤災害補償の問題につきましては、過去にわたりまして、人事院からも、また労働省その他関係調査会等からも、累次にわたりまして適切な措置を講ずるようにとの要請を受けてまいつたやうなわけございまして。これを踏まえまして、今回提案をさせていただきました長年の課題でもございまして、いまだに第でございまして、おかげをもちまして成案いたしました、いま御審議をいただいておりますが、先ほど来、午前中から各委員の御指摘になりました問題、またたまたま鈴切委員が御指摘になりました運営上の問題点等、十分これからの御判定、議決を賜りました後におけるところの問題点等について、私といたしましては配慮いたしながら、またそうした運営の問題点の解明に前向きな姿勢、

御指摘のとりの姿勢でひとつ取り組みまして、いま御指摘になりましたそのした問題点の完全な運営と並び、適切な指導を積極的に講じてまいりたいという所存を表明申し上げておきたいと思ひます。

○鈴切委員 終わります。

○三原委員長 受田信吉君。

○受田委員 基本に関する総理府の権限関係の問題から、この法案につながる諸問題をまずお尋ねしたいと思ひます。

総理府設置法の中に「総理府は、左に掲げる国の行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする」と、これは坪川さん、あなたの御任務ですね。「一 栄典、恩給及び統計に関する事務
二 人事行政に関する事務
三 北方地域に関する事務
四 各行政機関の施策及び事務の総合調整
五 他の行政機関の所掌に属しない行政事務並びに条約及び法律で総理府の所掌に属せしめられた行政事務」、このたがひのこの国家公務員災害補償法の一部改正案を担当しておられる総理府として明確にしていただきたいことは、これは総理府人事局が御担当のようございしますが、総理府の任務の中にある「二 人事行政に関する事務」というものは、各行政機関の各機関との総合調整を含む人事行政ということが入るのかどうかです。

○皆川政府委員 人事局の所掌事務につきましては、総理府設置法の中で若干具体的に書いてあるわけございしますが、一つは「国家公務員に関する制度に調査し、研究し、及び企画すること」、それから国家公務員等の人事管理に関する各行政機関の方針、計画等の総合調整に関すること、それから三番目としては「一般職の国家公務員の能率、厚生、服務その他の人事行政(人事院の所掌に属するものを除く)に関すること」、こうなつております。四番目は「国家公務員等の退職手当に関すること」、五番目は「特別職の国家公務員の給与制度に関すること」、それから六番目は「前各号に掲げるもののほか、国家公務員等の人事行政に関する事務(他の行政機関の所掌に属するものを除く)に関すること」、このように規定しておるわけございまして。

政に関する事務(他の行政機関の所掌に属するものを除く)に関すること」、このように規定しておるわけございまして。

○受田委員 いま皆川局長のお話を伺つて、ふと思ひ出したのですが、局長さんの事務の範囲の中に、国家公務員等の人事管理に関する各行政機関の方針、計画等の総合調整に関する事項が一つあるわけですが、これは各行政機関の方針、計画、人事管理に関するそれらの総合調整ということになりますと、各省のいま指摘した点をもとにした交流人事が当然想定されていいのございしますが、それに総務長官は権限をお持ちかどうかです。

○皆川政府委員 私から一応お答え申し上げますが、これは各省の人事管理に関する基本的な方針であるとか計画というものの総合調整ということございまして、各省独自に行ないます人事に、この規定を根拠に直ちに法律的に、総務長官のほうで総合調整的な立場からものを申し上げるという事は、ちょっとむずかしいんじゃないでしょうかと考へております。もちろん、現在の人事管理に関するいろいろな任用等につきましては、公務員法なりあるいは人事院規則等に基づきまして一つの基準があるわけございまして、その基準に従えば大体そのおかしな形にはならないたてまえになつておりますので、御指摘の点はつぶさに存じておりますけれども、この規定をあまり広く解釈するのは無理があるのじゃないかと思つております。

○受田委員 人事院総裁がおられるので……。この総理府の権限の中にある、人事管理に関する各行政機関の方針、計画等の総合調整に関する事項の中には、人事院の果たす役割があると私は思ふのです。いかがですか。

○佐藤(達)政府委員 それは平面的には除かれておると思ひます。しかし、私どものほうで根本基準なら根本基準について権限を持つてゐる場合には、その根本基準に基づく各行政機関の行政事務の関係の取りまとめを人事局でおやりになる、筋としてはそういうことはあると思ひます。根本基準

をわれわれがお預かりしておることに着目して考えれば筋が通ると思います。要するに人事院所管そのものに入るものについては権限はお持ちにならない。

○受田委員　そこで非常にデリケートな問題が一つある。人事管理に関する問題として、人事院が持つてゐる権限、総理府総務長官のもとにある人事局長が持つてゐる権限、これはやはり無関係じゃない問題ができてくる。人事管理のこの部分については人事院が、基本的な責任があるんだからといってがんばれば、もう人事局長のする仕事がない。現実には、この各行政機関の方針、計画等の総合調整に関する項として人事局長が持つてゐる具体的な事象については何があるのかを、ひとつ局長さんのほうで説明をしていただいて、それから今度人事院総裁にお尋ねしたいと思ひます。

○皆川政府委員 先ほどの先生のお話では、人事交流の問題が一つありましたので、その点については、直ちにこれから出てくるのはいかがであらうかということを上上げたわけですが、そのほかには、もちろん、服務上の問題、規律上の問題、あるいは職場管理の問題等々につきましまして、総合調整を必要とする問題が出てこようかと思ひます。

○受田委員 私、この問題だけで相当論議をさしてもらいたい問題があるのです。せっかく総理府の権限の中、任務の中に、こうした人事局長を置いて、いま申し上げたような人事管理の総合調整という大役をお持ちになっておられても、人事院が諸規則をつくられるわけです、人事院規則で。そこで、人事院が握つたその権限をどういうか、ところで総合調整するか、これは非常にむずかしい問題が出て、結局、人事局長は名ばかりで、実をより取らない傾向はないかと思うのです。たとえ人事交流について、総理府としては、この省にこういう適材がおるから、今度この省にこういうふうに持つていきたい。たとえば総理府の外局である庁と称するものの間の連絡調整はわりあいによりやすい。ところが、独立の行政長官を持つ各

省との人事交流、適材を適所に配置するという、国家目的のために国家の人材を適当に配置しようという仕事になると、これは総理府がなかなか思いうように握ることができない。長官、それはおわかりになりますか。実際問題としてやりにくいんだということです。

○坪川國務大臣　受田委員御指摘のような實際の人事運用の問題になると、そうした点が出てくるうらみは十分あるというより、な気持ちはいたしておられますけれども、それはやはり人の運用の問題でございますので、総務長官として、適切に各省庁との連絡を、また理解を深くいたしていくというようなことから、それが行ない得るものであるということも私は踏まえておるのでございませう。

○受田委員 総合的な人事行政のうまみを發揮し
ようとすれば、各省間の公務員の待遇のバランス
をとるという問題なども非常に大事なことでござ
います。つまり、人事交流の基礎になるという点で、
各省でできるだけ公平な待遇がされるようにしな
ければならない。ある省は非常にテンポを早めて
課長、局長と進む、ある省は非常にテンポがおく
れていく、そういう問題になると人事交流に非常
にやつかない問題が起きる。たとえば特別昇給制
度というものがあるんだけれども、ある省は特昇
の制度を生かして、予算をどんどんぶんどって、
どんどん特昇をやっていく、ある省は特昇の制度
の活用が度合いが薄くておくられてくる、そういう
ものを今度人事交流をやろうというときにどう調
整するかという問題などが起こってくる。人事院
がそういうときに調整を十分とするような規則を
つくっておけばいいがね。ある省はどんどんテン
ポを早めて、時間切れが来たやつはどんどん進め
ていく、ある省は予算を節約してテンポがおそ
い、そういう場合には、何年かたつたときには各
省のバランスがとれるような規則を人事院がつく
られればいいが、人事院は、級別定数などはき
ちっとやるけれども、それを最高に活用するほう
と、活用の度合いが少ないほうとの調整などは、

調整する能力がない、無能力者に近いかつこうになつておる。そういうようなことで、人事院は各省の待遇のバランスをようとつておらぬ現実がある。人事院はその点、各省の特別昇給の活用は、完全に各省が公平に人事院の命令どおりにやつておると思つておられるかどうか、總裁として權威ある御答弁を願います。

○佐藤(逓)政府委員 何から何までわれわれのほうでしよつて立とうというものでもなさそうに思ひますけれども、たとえばいまの特別昇給のワクというものは一五%ということで、人事院でワクをきめてやつておるわけでございます。それを今度は、個々のケースについてわれわれのほうでとやかく、この人はいい、この人は悪いということとまではいきませんけれども、大体ワクをきめて、それを基準にしてそれを各省にお示ししておる。

しかししものによつては採用の際には選考をやります。試験はもちろん人事院でやりますけれども、選考をやります場合には、この人は適性を持つておるかどうかということも、われわれのほうで具体的にやるということもございます。それから給与の関係でも、特昇のみならず特別の特例措置がある人について講ずるときには、その一人一人について、人事院でやはり承認なり何

なりの措置をとらなければ動かぬということもございますけれども、しかし、何から何まで具体的に各省庁間の運用上の調整をわれわれのほうでやるということとは、これは無能と言われればそのとおりなんです。人数をふやしていただければ別でありますけれども、そこまでわれわれがしよって立つとは思っておりません。そのためにこそ人事局がおありなので、われわれとしては、人事局の

お仕事の幅というものは、いまのおごとばにもち
らちら出ておりますけれども、そういうことまで
含めて人事局の仕事は相当広い、また大きな責任
をお持ちのお役所だというふうに考えます。

○受田委員 総裁、私はあなたにほとんど全部郵
意を表しておる議員なんです。ところがまれに
手落ちが起こる。それは、非常に權威あるお方で

あり、また権威ある人事院の機関を握っておいでなのであるから、大体においては間違ひなくやれるのですが、いま私が指摘をしました各省間の処遇の公平を期するということが、国家公務員の大事な人権に関する基本問題なんです。したがって、いまちょっと触れましたが、実際はそうしたたが、各省の待遇について特昇の公平まで事ここまわらない

かななかやれぬのだ、そこに人が要るのだというように受け取れました。それは人事局がやるべきこととなんだということになってくると、局長さん、あなたの使命は非常に重いのですが、ここに明確にしておかなければいかぬことがあるのですが、設置法でこういう規定をつくったり、各省です。設置法でこういう規定をつくったり、各省ににおける人事の公平、適正なる人事の配置、待遇の公平、こういう問題はこれは行政責任者の最

も大きな仕事の一つなんです。それが期せられておられない。現実には各省の特昇制度がどうなっておおるかを、総裁、お調べになっておられますか。給与局長、公平になっていますか。どうですか。

○尾崎政府委員　特別昇給につきましては、各省庁に対してまして、定員の一五％の範囲内で適切にいい人について特別昇給をするようにということと、毎年少やっております、この実情についていろいろ調べさせていただいております。

○受田委員 その結果はどうですか。
○尾崎政府委員 具体的にちよつと用意しておりませんけれども、やはり非常に成績のいい方についてやっておるといふ実情を把握いたしております。

○受田委員 非常にいい人の中には、ごますりもあれば、茶坊主もおる。そういうのが人事考課率の中で、勤務評定の上で点数かせいで、そして、

とするのとどうするかという問題があるわけですが、そういうところは、昇格期間を十分厳重に守るよう指示をすればその調整はできると思うのです。それから、現実に昇格昇格の際に、ゆっくりにテンポをゆるめて各省の調整をはかるという目的を持った措置というのもあるわけですが、現にかつては人事院には三十代の局長がしばしば誕生されたわけですが、頭をひねっておられるが、そうですね。かつて任用局長をされた松村清之君は私と同様ですが、三十八歳のときに任用局長になつておられる。大山正さんも三十代で局長になつておられる。しかしいまだ三十代で局長になる人はおられぬわけですが、そうして省によつたら、外務省などはなかなか時間がかかつている。こういう調子です。そういうところの調整は、やっぱり人事院が行政機関の調整をはかる。そうした人事院規則による調整というのはいと私は思うのです。が、そういうところは人事局長がやるんだと、いま重い使命を佐藤総裁が人事局長に付与されたのでございしますが、ちょっと私はここで、人事局という局ができて優秀な局長を置かれておられるけれども、人事課との関係というものは一体どうなつておられるのか。総理府の中にも一つ人事課というものがあつた。総務長官は、人事課長の任務はどんなのかおわかりですか。あなたは単独で人事課を握っておられるのか。あるいはどこかと共有しておられるのか。人事課長というものは一体どういふ形のものか。あなたの手下に、総理府に人事課長がおられるわけですが、それと人事局長との関係はどうなつておられるのか。人事局長の指揮監督の範囲内にある人事課長でないなんて、これは非常にへんてこな機構になつておられるのでございしますが、これは一体どうしたものであるか。御答弁願いたい。

○坪川国務大臣 私のもとにある人事課長は、いわゆる内閣の官房三課長としての人事課長でもあるわけですが、そういうような立場から考えた総理府の三課長としての仕事、それぞれござい

ますので、そうした立場から、やはり内閣官房長官と私の総理府総務長官という立場で、両者がそれぞれ指揮をいたしているというところをございします。で、総理府の人事局長の配下においての人事課長というウエイトは少ないといふわけですが、そうした面では、やはり内閣官房長官及び総理府総務長官の管轄の三課長としての仕事が多く占めておるといふことで御了承願いたいと思ひます。

○受田委員 そこに行政の混乱があるわけなんです。これは私、前から疑義を持つておつた問題なんです。これは、前よりどうも人事局長の担当の法案が出た場合に所管事項を明確にする必要がある。あなたの部下である人事課長は、同時に内閣の官房人事課長でもある、総務長官、官房長官、官房人事課長、その解釈がいろいろあります。

○坪川国務大臣 そう私も解釈いたしておる次第でございします。総理府の人事局長という立場からいいますと、いわゆる総理府の人事課長の立場は、一般の公務員としての給与という問題、またそうした関連する問題が所掌事務として一番多くのウエイトを占めておると、この解釈しております。

○皆川政府委員 いま長官がおっしゃいましたのは、具体的に課長が内閣官房の人事課長と総理府の人事課長を兼ねておるといふことの結果、実際上同じ人がやっておるためにこういうことになるわけではございませんか。もちろん所掌事務は、内閣官房の仕事が官房長官の所掌、それから総理府関係の仕事については総務長官の指揮を受ける、こういうことになるわけではございませんか。

○受田委員 人事課長をちょっと呼んでいただけませんか。来ておられますか。

○三原委員長 いま呼びます。

○受田委員 総理府総務長官、私はこの前の委員会、総理府が人事と予算を握れば内閣の円滑な運用は妙を発揮できると申し上げました。その意味において、総理府のあなたの部下である人事課長は、あなたの同じ部下である人事局長との間に、局長、課長としての間の——どうも、いま何

も、読んで、指揮監督権というものも、あるのかないのかちょっとわからぬ。つまり人事局長のやる仕事と人事課長のやる仕事のつながりは少ないのだというところ。ないことはないのだというところ。で、ないことはないのだけれども少ないのだというところ。これは同じ総理府の中にある人事局長と人事課長と——あなたが半分ほど権限を持つておられる、指揮監督権を持つておられる人事課長と、あなたが全面的な指揮監督権を持つておられる人事局長との間には、半分の部分についても指揮監督権がどうなるのか。通常は人事局長のもとに人事課長があつて、それが上下の関係で運営がされるというところ。総理府には非常に奇妙な機能が発揮されておるような感じがするわけですが、それが、せつかく人事局長というポストができて、そこでこういう任務が負われて、各行政機関の連絡調整、総合調整をやるというふうな任務が負われておられる以上は、その任務がしっかりと果たされるような何かひとつ……もし任務の上で欠陥があるならば、もっと明確に任務をうたつてこれをやるべきではないか。

そこで、これは任務で少し手直しをする必要はないか。人事課長のやっておる仕事と局長のやっておる仕事というものは、いま議論しているうちに非常にまたこれ疑義ができてくるし、そこへ人事院というのがある、人事院が基本的な規則をつくつて、基礎が一応かたまつておる。その基礎工事の上の建築の妙味を発揮するのにも、基礎工事の任務だけにどまらないうで、基礎工事の上へも人事院の威光が輝きつづけるというところ。石原タケノコではおられないけれども、基礎工事の上にタケノコがなお建築の下を貫いて威力を発揮するといふ奇現象も起こつてくるというところ。なる、人事局長の任務と人事院の任務と、それから人事課長の任務との間に、どうも明確なものが欠けておる。もし欠けておるならば、これを法律の文章で明確にする必要がある。人事行政の各省間の連絡調整もやるんだというところがうたつてないじゃないですか。その欠陥が一つある。その権限を人事局長に与えるような改正をすればいい

じゃないか。そうしたら、いま特別昇級、あるいは昇格にあつたの各省間のバランスがくずれておるような問題を、人事局で、あなたのほうで各省間の調整をはかる、こういうことで人事交流も妙味がある。これをひとつ、「人事局長は各省間の人事の総合調整をはかる」というのを一項入れれば問題は解決すると思ひますが、長官、どうですか。

○坪川国務大臣 受田委員の内閣委員会において、絶えず総理府の立場から、いわゆる予算編成等、予算決定権を総理府が持つべきであるという先般の御議論、また御指摘、また本日人事権のはつきりとした人事局長に於いての掌握の問題等の御指摘、心情的には受田委員の御指摘に私も非常に感謝もいたし、またそうした方向でありたいなという共感の意味もあるわけではございしますけれども、私が所掌いたしておる現実上の問題を考へておられますと、いわゆる総理府の中にある人事局長が各省庁の連絡調整といふわけですが、調整をはかるという意味においてはその推進は困難ではございませぬけれども、しかし、各省庁におけるところの人事の異動から、あるいは昇格等、すべてを人事局長の管掌のもとに置いて行なうということは、なかなかその点はむずかしい点も多々あるのは事実でございします。

したがうして、いまは内閣官房の人事課長の所掌をいたしながら、事務的にはもう総理府のいわゆる人事課で一切の、たとえば大臣の辞令その他までの事務上は全部取り扱つておるといふ現実でございします。事務的の取り扱いをどうした仕事でやっておりますけれども、実際のところ、どうしたいわけがあるいは昇格というふうなことにあります。これはやはり連絡調整ではないかと思ひますけれども、それはまた細部にわたつて、高度にわたつての権限は持つていないわけではございまして、それを持つたほうがよからうというお気持ちは——私もそうした方向に進みたい。いわゆる国の行政の人事の一元化という姿を求めていることは、人事行政の上においては私は非常に

いことだと思ひますけれども、御指摘は御指摘、また現実には現実として非常に困難な点もあることはひとつ御理解をお願いしたい、こう思つております。

○受田委員 人事院には總裁のような空前絶後ともいへば人材がおられるわけで、私たちはその点は安心しておる。しかし、そういう規則をつくらなければならないのみに心を砕いて、各省間の人材の高度の比較検討による配置の妙味を発揮するということよなことは、人事院はとも手が届かぬのです。だから、そういう基礎的な仕事は人事院にやらせてもらふ。くしくもいま人事院總裁が、そういう人事交流の妙味などは人事局長にやつてもらへばいいのだとはつきり言われておるのです。きわめて明白なお答えがいました。そういうバランスをとつたりすることこそ人事局長のする仕事だといふ。

ところが、この規定を見ると、総合調整をはかること。各行政機関の方針、計画等、人事管理に関する総合調整をはかることだけでは、いまのようにな、給与のバランスがくずれていくかどうか、人事の規則どおりにいっておるかどうか、バランスがへこんでいる、すれておればそこを、あなたの省は少しテンポを早めよ、そして人材を発見して、この人材はここに置きなさいといふ、この総合調整ができればいい。新しい役所には人を集めることは簡単にできるけれども、既設の役所といふものは、なかなか人事の交流を発揮しようといふことは骨が折れる。しかし骨が折れても、国家の大計から見たら総務長官が実力を発揮してもらわなければならぬ。そのためには、あなたのよき補佐役の人事局長に思い切り腕ふるつてもらわなければならぬ。そこで、人事課長のなさっている仕事を——ちよつとあなたがおしやつたが、人事課長のなさっている仕事、それから局長のなさっている仕事、それから局長の、どことが重なっているのか。

○坪川国務大臣 御指摘になりました点でございますが、この内閣全体の人事行政のあり方、また

その進め方あるいは調整連絡ということ、官房長官と総務長官である私と、また官房副長官と総務府の副長官が絶えず連絡をとりながらそうした点を決定はいたしてまいりますので、要は私は運用であらうかと思ひます。そういうような点ではつきりとしており、それによつて内閣官房人事課長がそれぞれの所掌事務を扱うということになつておりますので、いま直ちに総務府の人事局長がそうした一切の人事権を持つということ、ひとつやほり段階的な場を踏んでいかなければならぬのじゃないかということを申し上げる意味において、いまお答えいたしましたのはそういう点でございます。

○受田委員 私指摘しているのは、人事局長のなさっている仕事と人事課長のなさっている仕事とが重なっているところはどこであるか。

○皆川政府委員 これは各省でもそうでございますけれども、官房の課長といふものと各省の局長といふのはたまたま違つておまして、官房の課長は、大臣あるいは次官といふところに直結する仕組みになつておるわけでございます。総務府の場合も、たまたま人事局、人事課といふ名前が似かよつておるために、この系列に入るように解されがちでございますけれども、よその省と同じように、官房の課長と行政の局長といふのは別建になつておるわけでございます。

ただ、先ほども申し上げましたように、人事局の所掌事務は総務府のいろいろな規定の中でもちよつと異色の規定だと思ひますけれども、ここに書いてありますように、各行政機関の人事管理に関する方針、計画といふものに対する総合調整に関するものといふのが入つてございまして、これがどこまでやり得るのか、具体的な権限といふものはありませんので、なかなかやり方はむずかしいわけでございますが、この総合調整に関する限りにおいては、各省の人事当局と相結びつく問題が出てくる、相協力しなければならぬ問題が出てくる、こういう意味で長官が申し上げたのではないかと思つております。

○受田委員 局長さん、総務府設置法の第五条の二「特別の職に充てられておるが、人事局長及び恩給局長、次長各一人を置く」、こういう規定があるのですが、人事局長の指揮下にある職員は、次長を入れて何人いるのか、お答えを願ひます。

○皆川政府委員 約三十名程度でございます。

○受田委員 その三十名の局長は主として役付的なものが多いいのか、あるいは平が多いのか、お答えを願ひます。

○皆川政府委員 絶対の数から言へばもちろん平職員が多いと思いますが、ただ参事官制度をとつておまして、比較的普通の職場よりは役付の職員が多くなつております。

○受田委員 三十人の中で局の下に課があるかないかです。

○皆川政府委員 課はございません。次長のもとに参事官制度をとつております。

○受田委員 局長の下には課長がない。ほかに総務府にそんな局があるかないか。これは大所高所から、局長でなくて、これを答弁する正式な任務があるのはだれになるのですか。

○宮崎(隆)政府委員 お答えいたします。ただいまのお尋ねに該当いたします部局といたしましては、総務府の青少年対策本部というのがございますが、ここでは部長制をしておりますので、次長のもとに参事官を若干名置いております。そういう役がございまして。

○受田委員 交通の関係はどうですか。

○宮崎(隆)政府委員 お答えいたします。仰せのとおり、交通の場合、室長以下、課長制をしますと、参事官を若干置いております。

○受田委員 しかし、この場合は人事局ですからね。そうした特殊の目的を持った機構とは違つた、人事行政の総合調整任務を持つておる局となれば、その下に当然課があつてしかるべきで、参事官で片づけておる問題じゃないと思ふのです。いま静かに機構の問題を考える時期が来ておる。各省間の人事の公正を期する上においても……

(「そうだ」と呼ぶ者あり)非常に御共鳴いただきまして、ありがとうございます。ひとつ総務府総務長官としても、これ以上は申し上げません、善処するとお答えいただければ、あとは追及いたしません。

○坪川国務大臣 総務府の構成、機構は、いま審議官が申しましたように、大体、本部とかあるいは対策といふようなものの機構が多うございまして、御承知のとおり、統計局などを見まして、二千名の職員がおりますが、いわゆる部でございまして、課は総務課一課といふような状態でございますので、そうした点について改正すべき点が出てきました場合には改正したいと思ふような次第でございますが、いま受田委員が御指摘になりましたような問題は、漸次私は受田委員御指摘の方向に向かつて取り組みたい、こういうようなことを受田委員にはつきりと申し上げておきたいと思つております。

○皆川政府委員 先ほど私、総数をちよつと概数で申し上げましたが、女子事務補佐員そのほかタピスト、運転手等も入れますと、人事局の総数は四十三人でございます。

○受田委員 次に、この法律にじかにつながる問題を、二点お尋ねして質問を終わりたいと思ひます。

この災害補償法の改正の主眼点が、通動による災害に対する新しい補償の道を開くというわけでございます。具体的な例を引いてお答えを願ひたいので、学校の先生、これは一般公務員の中に国立学校の付属学校の先生などは、幼稚園から高等学校まであるわけですが、そうした教職員が家庭訪問をして子供の実情を家庭でよく相談をしようといふ意味を持つて、学校の帰りに家庭訪問をやる。しかしその家庭訪問は教師みずから立案計画をやつて、それに基づいて、きょうはどこ、あすはどこ、こういうふうにやつていくわけですか。その家庭訪問は学校教育の延長として見るべきものか、あるいは勤務を終わつてあとの私的な行動と

見るべきものか、お答え願いたいのです。

○中村(博)政府委員 いまの御質問でございますけれども、その場合に先生の職務の中の範囲に入っておるかどうか、そういう点がつまびらかでございせんので、あるいは間違っているかも知れませんが、あるいは入っておるとしますれば、その行為は公務上になるわけです。入っていないとしまして、善意、好意的にやられた場合には、これは通勤途上に、通勤災害になるかどうか、ちよつと検討を要すべきことであらうと思ひます。

○受田委員 検討を要する問題。そうした家庭訪問というふうな計画を学校長が決議をして、あなただけの日にはどこへ行け、こういうことをやる。しかし家庭訪問というものは、その場で時間通りに五分や六分で済まぬこともある。新しい子供の状態が発生したらば、一時間でも二時間でもまたその子供のために別なところへ行つて骨を折つてあげなければいけぬことも起こるというわけでありまして、勤務の時間は十時になるか十一時になるかわからぬことも起こる。学校では、五時から七時まで家庭訪問、何々方面、どの家と学校長が決議をした。しかし、事実問題はその調子にいかないのが家庭との連絡をする教師の重い任務であり、そういうのが特殊の状態であることをわれわれはよく知つております。そういうときに、学校長が決議をしたワケ外の、八時、九時などは決議をしてないということがあつたときはどうなるのか。それから、一々家庭訪問を毎日毎日、きょうはどこへ行きます、あしたはどこへ行きますと云うて学校長が決議をするということは事実問題として不可能で、学校では、五十人、六十人もあれば、先生に自主的に家庭訪問をまかせます。そうしたときにどうなるかという問題は、実際に即するといふ意味で、家庭訪問の途中、ちよつとコーヒーを飲みに来るとか、あるいは疲れたから映画を見たいといふことも起こる。そうしてちよつとスナックバーへ行きますと、それから先、家庭訪問をやつた分はもう計算に入らぬといふことになる。しかし、スナックで一ぱいやつて、それから次へ行く場合も起こるわけですね。それで、一々そんなしやくし定木でいくべき筋のものではないと私は思ふのです。学校の場合は超過勤務論議がいろいろとされてきてゐるだけに、また、小中学校の教材確保という法案を出しになつておられるわけですね。いままでの先生方は人材でない、したがつて、人材でない教師の上に今度は新しく人材を招くという法律案がいま出ておる。水準といふことも出ておりますから、いよいよいまは水準以下だといふことになる。こういう法案があるのですが、これに關係しても、あまりしやくし定木にびしつときめておかれないで、そうした勤務と見られるときにはこれを全部包含する、命令が出ようと思つて、という解釈をとられるべきだと思ふのです。総裁、さうですね。

○佐藤(達)政府委員 おつしやるとおり、しやくし定木といふやつはいかぬと思ひます。具体的な事情といふものは、個別に非常な違いがございまして、それを克明にわれわれとしては追求して、そしてそれは、なるほど認めてよろしいといふものは認める。これはもうあらゆる状況を総合勘案した上での結論でありまして、ここで軽々しく、それは当たりですとか、当たりませんとか、さう言えるような性格のものでもないと思ひますので、いま申し上げたような趣旨によつて、われわれとしては十分善処してまいりたい。それからちよつと、さつき話したこととダブつてたいへん恐縮ですけれども、私、しどころものの答弁をしたのですが、私の言ひ方が悪くて、何か、手が回らぬとか、人手をふやしていただければいいとか、そういうふうなお答えをした覚えがおりますので、それをちよつとこの際訂正しておかなければいけないと思ひます。

たとえば、事務次官なり局長なりにこの人はすべからざるかといふときには、必ず私も資格選考を行なう。各省見ておりますと、あつちの省ではあれだけかかるのに、この省では若い人になれるのだなという感じを持ちます。その場合に、しかしわれわれとしては、公務員法で厳然と命じておりますように、能力の実証に依つて的確に選考して、これを認めるか、認めないかをきめる。その人は早いとか、この役所は出世が早いとかといふことできめるというとは、法律の立場ではないわけですね。その点では、しやくし定木といわれるかも知れませんが、しかし、これはやはり早過ぎやせぬかなという気持ちを持つのは事実であります。それは非公式な一つのあれとして、早過ぎやせぬかといふことは申し上げませんけれども、それはわれわれの職權としてではなくて、おやりになるとすれば、そういうことは事実としておやりになつてもいいことではないかといふ意味で申し上げたのでございします。さういふことでちよつと訂正させていただきます。

○受田委員 だから、総裁もほとんど完全に近いほど優秀なお方であるが、何百分の一か人間的なところもあるとさつき申し上げたのはそこなんです。よくわかりました。そこで、もう一つ、特別職の公務員で国家公安委員といふのがあつた。国家公安委員の中には、まことに月給をもらつてゐる公務員と、日額でもらつてゐる公務員とがある。これは総理府は握つておるはずだ。藤井内午さんの場合がさうです。つまりこの人は日額の手当しかもらつていない。勤務した日の手当しかもらつていない。あとの方は全部正規の給与をもらつておられる方々である。つまり、その給与の支給形態が常勤的な形態であるのと非常勤的な形態であるのとで、勤務形態が違ふと私は思ふのです。さうした常勤的な国家公安委員は警察庁へ来させれば、全部月給をもらつてゐるのですから、会議のある日でなくとも毎日出れば通勤途上。出た日だけしかもらわぬという国家公安委員は、勤務で出た日以外の日には、出るのも間違つておるといふことになる。つまり、きまつた会議の日以外に自発的に非常勤の国家公安委員が出た場合は、あなたはお歸りなさいといふわけにもいかない。会議がなくてもい

ろいろと部下とよく話したいといふことがあれば出る、さういふときの通勤はどうなるのか、ちよつと答え願いたい。

○皆川政府委員 特別職の非常勤の公務員の勤務形態については、なかなかいろいろな形があらうかと思ひます。いまお話のございましたような者のほかに、いろいろな委員の方で、正規の委員のほかに、その仕事に關係をしてお勤になる場合もあらうかと思ひます。したがつて、非常に具体的な態様が区々でございします。さういふことは申し上げられませんが、私たちがやはり、その仕事に來られた目的なり役割を、公務としてお勤になつたかどうかがいふところに重点を置いて考へたいのじやないだろうか。実はさういふことは申し上げられませんが、基本的な考え方としては、先ほど教員についてもお話がございましたように、実態に着目して考へるようになつてまいつたらどうかといふふうに目下のところ考へております。

○受田委員 私はいま特殊の例を申し上げたのですが、その特殊の例の場合の問題が一つ起こるわけですね。国家公安委員の中に、非常勤的な勤務だといつて、出勤した日だけ日当をもらふ国家公安委員が一人おられるわけですね。その他の国家公安委員は常勤的な性格として定められた給与をいただいております。毎日勤務の形態の常勤の国家公安委員と、出た日だけ手当をもらふ公安委員と二通りある。その二通りある公安委員の一方は、常勤です。その二通りある公安委員の一方は、一年のうち十回か五十回しか会議がない、その会議に出た日だけ手当をもらふ国家公安委員、これはどつちも特別職。そのような制度がいままでおるといふところに問題がある。つまり、常勤的な手当をもらふのと、非常勤で出勤した日だけもらふのと、同じ国家公安委員に二通りあるといふところに一つ問題があるのです。だから、同じように連れ立つて出られて出勤をされた。しかし一方は、きょうは出る日ではなかつたので、途中で事故があつて死

亡された、その日給をもらう方の公安委員はかつてに出たのであって、これは手当がないが、常勤のほうは、常時出ても勤務とみなされるので手当が出る。こうなれば、同じ国家公安委員であつて、通勤の途中で差別がきつとつくということはおかしいじゃないかという特殊の例をいま指摘したのであるが、これは人事局長、御答弁がむずかしければ御研究をいただくことにしておきます。

○皆川政府委員 これはいま御指摘のございましたほかにもたくさんあるかと思ひます。また特別職以外にもあるかと思ひますので、十分に検討いたしまして、明確にいたしてまいりたいと思つております。

○受田委員 そういふのはあまりないのです。つまり同じ任務でそんなのはないのです。また学校医などが校医出勤日以外の日に自由に出た。これはいつか私ここで指摘したことがあるのですが、これは今度の法律も、進んで勤務に服した日は、勤務したらもう勤務したことで手当を上げるといふような解釈にしておけば、すべて解決するのです。つまり、勤務の日でなくても、命令による勤務でなくても、自発的に勤務に服した者も含むといへばすべて解決するのです。その答えて私は満足しますから、規定がもしあいまいな点があれば、あいまいな点を法律で直していけばいいと思ひますからね。任務にあらざる、つまり出勤する日にあらざる日に本人が、たとえば学校医が子供の健康状態を調べに行きたいと思つて進んで出勤した、その途中交通事故で死亡した、要らぬ世話やかねばよかつたじゃないかという問題があるのだが、そういうふうにして、命令による出勤でなくて、自発的に自己の任務を誠実に遂行しようという積極的意図をもって出勤日にあらざる日に出勤するといふ誠実な人には、その壮たる意思を尊重して断固たる処遇をする、こういうことになれば問題は解決するのです。長官、私の指摘していることはいいことでしょ。よければいいと言つてください。

○坪川國務大臣 受田委員の御指摘の、そうした特別の場合のことまでこまかく御配慮になり、また御叱正をいただいたことは、ほんとうに感謝いたします。したがつて、これらの点にもやはり明確なところの方針を立てて、事務的な運営に万遺憾なきを期したい、こう考えております。

○受田委員 質問を終わります。御苦労さまでした。

○三原委員長 次回は、来たる七日木曜日、午前十時より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時一分散会